

1. 令和5年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和5年3月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	17番	清 水 敏 夫
18番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

16番 渡 辺 友 三

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	山 田 浩 幸	郡上市民院事務局長	藤 田 重 信

国保白鳥病院事務局長 川 尻 成 丈

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代

議会事務局
議会総務課長 松 山 由 佳

議会事務局
議会総務課
係 長 三 島 栄 志

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

本日の欠席議員は16番 渡辺友三議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人議員、14番 兼山悌孝議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。

また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 兼 山 悌 孝 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、14番 兼山悌孝議員の質問を許可します。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） おはようございます。

昨日質問された方は、話題が一つで、WBC、WBCと言われておったんですが、一仕事済んで、昨日は皆さん、昨日やられた方は楽に番組を見られたとっておりますが、私、朝の1番ということで、見たいし、気になるしということで、試合がもうさっさと勝って早う終わってくれと、楽になると思ったら、なかなかそう思っている長いですね。でも、勝ってよかったですね。負けておったら、今日の一般質問はかなりもめたんかもしれん。ということで、一般質問を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私、今回皆様方にちょっと申し訳ないことをしたなと思って、通告がちょっとアバウト過ぎまし

て、答弁される方がかなり困られたというようなことでしたが、実は、最初はこれ、つもりはなかったんですね。

二十歳を祝う会とか、あるいは結婚問題とか、そういうものを考えておったときに、そういや昔は、家つき、カーつき、ババア抜きとか、三高とかって言って、結婚相手を選ぶときの、そのときそのときはやり言葉があったんですね。三高の後には三低というのもあったらしいですけども、そういや最近そういうのを聞かんようになったなっとなところから、なぜか急に、行政要望もそういえば時代によってトントンと変わってきておるんやなというような思いに至りまして、そこから質問を書いたもんですから、かなり抽象的だということで、私は禅問答するのが好きですので、私はいいいんですけども、皆さん方には迷惑かけたと思います。よろしくお願ひいたします。

まず1点目の、行政用語を整理できないかという、通告いたしましたけれども、多少内容は変わってくるんですけども。

今回、令和3年度に地域共生社会の実現のための社会福祉法を、これが改正されまして、重層的支援体制整備事業という、ちょっとダサイようなネーミングで事業化されておるんですけども、しかし、これ、中身をよく調べてみると、結構、事業目的や、あるいは効果を表しているような、今までのスマートなネーミングと比べますと、実はいいもんだなというふうに思うに至りました。

私たちは今まで、そういうネーミングで補助金がついた事業に対して、覚えやすく、そしてまた、その事業効果も期待されるようなスマートさというんですか、そういうのがあったと思うんですけども、それで、そのネーミングした事業を採択して、それから後になって、それをどうだった、ああだったと吟味しておったんですけども、長い間、それを繰り返していきますと、逆に言ったら、国のほうへ向いて事業を採択しておると、それに継続性とか一貫性というのはあったのかなという、物によっては、それが分割されてあったものもありますし、あるいは、途中で消えたものもあるんやないかと。

そういう中で、こういう質問をしようと思っただけですけども、その中で、もう一つ思うのは、最近、こういう過疎地域において、ある教育分野、あるいは福祉分野と、いろんな分野分野の中で、フローチャート見ましても、地域にある各種団体を傘下に収めながら、そして、地域の一体化を図るといふものがあるんですけども、これが一体全体、例えば末端のある地域というのは、例えば教育分野における地域の関係者ですね、福祉は福祉で地域にある参加者と。けども、だんだん過疎になっていくと、それが本当に地域を、本当の意味での一体化するような地域というのでできていくかという疑問に当たりまして、ここで、そういうことでお聞きしたいなとは思っておるんです。

例えば、その後にもお聞きしたかったんですけども、一時、グリーンツーリズム、これがはやったことがあったんですけども、私もグリーンツーリズムというのが、ドイツのほうへ行ったときに、

グリーンツーも一つの視察として行ったんですけれども、ヨーロッパから来たグリーンツーリズムというのは、日本のバケーションにはなかなかなじまないんですね。向こうの人たちは1か月ぐらい余暇を取って、そして、民泊しながら、安いところの民家のグリーンツー用の部屋を借りて、自分たちがそこで買物をしてきて、行きたいところへ行って帰ってきて、そして自炊をする。この期間が長いんですね。

日本でそれを当てはめるかという、日本のバケーションって盆と正月ぐらいしか長いところないですよ。そういう面では、なかなか当てはまらずに、長野にも1回行ったことがあるんですけども、長野の中でも、ちょっと山間地に行ったんですけども、そこで、長野の平野部の方はグリーンツーなんかやらないですよ。何でやって言ったら、やらないでも農家は、例えば3か月なり4か月でかなりの収入を上げると、そういう人たちはグリーンツーはやらん。狭隘な山間地におる人というのは農業所得もなかなか上がらんもんで、あなたは、ただ収入を増やすためにグリーンツーをやりなさいと言われたと。そんなような形で、ずっと時代的には消えていったような感じがするんですね。

その後は、例えばクラインガルテンとかって、これもまた横文字なんですけども、誰かがそれを探してきて見つけたと。クラインガルテンってどうやと言うと、滞在型で農業をやるという。これも、やっぱりなかなか、ある面では残ってはいるんですけども、なかなか普及しなかったと。そういう面では、今までいろんなことをやりながら、それが消えていった、あのとき、なら、どうなんやという部分がありますね。

それから、福祉関係で言うと、昔はノーマライゼーションという中での垣根をなくすという部分、これは、やっぱりそういう面では、ノーマライゼーションという言葉はなかなか普及しなかったんですけども、細目的には、それは、今は生きておるんじゃないかと。

けども、じゃ、それがずっと、これから進めていくときに、ノーマライゼーションの中の意義だけでやっていくと、どうも福祉関係だけでまとまっておったような感じがする。けども、地域の中でノーマライゼーションをしようと思うと、やっぱり、それをまたある程度のところで打ち壊していかなきゃならないと。

昨日、15番議員の質問の中に、こども家庭庁の話がありました。そのときの総合調整ですね、内閣の。ここの総合調整というのは、やっぱりそこで国は横串を刺して、そして、それが財源をつけた事業としてなってくると。

けども、それが地域に下りてきたときに、逆に言ったら、ある程度の齟齬でできたり、難しさを感じるという中では、なかなか一体化するというのが、教育は教育、福祉は福祉という部分での、今、地域の一体化って言いながら、それが完全になされておるのかという部分というのは出てくると思うんです。

その点、インクルーシブという、また新しい言葉も出てきましたけども、インクルーシブ、本当のインクルーシブでなしに事業ごとのインクルーシブやったんなら、本当の地域全体をまとめたインクルーシブにならないのやないかという、そういう思いがあるんですけども。

拙い質問になりますけども、市長さん、どう思われますか、一言お聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

私も今日の兼山議員の質問に対する答弁を気にしながらWBCを見ておりましたので、十分安心して見たわけではございませんでした。結果はよかったですね。

今、いろいろお話がございました。兼山議員も長いこの議会等における御経験の中で感じておられることを率直にお話しいただいたと思いますけども、私もずっといろいろ携わっている中で、いろんな何て言いますか、大きな意味で言うと、内閣が替わるたびにいろんな政策が出てくるというようなこともございますし、それからまた、これはどっちかという、私は霞が関の中での一つの事情ということで、例えば、財務当局に対して予算要求をするとき、いつも同じような、前と同じじゃないかというようなことに対して、いや、今年度出した要求はちょっと違うんですよと、衣替えをしながら、ネーミングも変えながら政策を打ち出して予算を獲得すると。

こういうような事情もあって、我々確かに地方の立場で言うと、いろんな政策が新しい年度、打ち出されてきて、名前も変わってきているというようなことがありますけども、それは、私は、大切なことは確かに、名前の変更とかいろんな政策が打ち出されてくるということに対して、地方は地方で、やっぱりその政策の本質は何だということを十分にそしゃくすることと、それから、それは、要はこういうことを言っておるんだなということで、言い換えるぐらいの力がないといけませんし、一般の市民の皆さんには、それを十分、その本質を捉えて説明をする説明力も必要だというふうに思います。

先ほどおっしゃった福祉の分野で包括的相談体制と言っていたかと思うと、多層的ですか、重なるというような体制を取れとかいうふうに、一体どこが違うんだと。表現は違うけど、要は言っていることは、十分連携を取って総合的に取り組めようということを行っているんだなと。まあいうふうに、言わば、自分なりにそしゃくをする力が必要かなというふうに思います。

また、インクルーシブとおっしゃいましたけども、これも恐らく英語のインクルードという、含むという言葉の形容詞でインクルーシブ、あるいは、名詞にするとインクルージョンというような言葉を使うということで、これもやはり、行政の、官庁の業界用語みたいな形になっているのではないかと思います。私は、これで感心したことは、どこかの町がそういう包括的なまちづくり、あるいは、ノーマライゼーションからというまちづくりというようなことを、ごちゃ混ぜのまちづ

くりと言って、そういうことかというふうに得心をするといいますかね。

そういう形でやっているというようなことがありますので、今申し上げましたように、次から次へといろんなスローガンが出てきたり、政策が出てきたりしますけれども、言わば、その本質をしっかり捉えて、そしてまた、我々としては、この郡上なら郡上の地域のニーズに合った形でその政策を活用していくとか、そういうことが必要なんではないかというふうに思っております。

これまでも、地域開発と言ってみたり、地域の活性化と言ってみたり、あるいは今は、昨今は地方創生と言ってみたりしているんですが、要は、市民が食っていけるように、そして、福祉の面も充実して、文化面も充実してというような、言わば、豊かに暮らしていけるということをどうやってつくっていくかということについての時のスローガン、打ち出し方だというふうに思って、昨日も申し上げましたけども、やっぱり自分の頭でそしゃくをして、そしてしっかり、もちろん、そういういろいろ打ち出された政策には補助金とかいろんなものもついてまいりますので、しっかり財源を活用するという意味では、そういうものをしっかり地方の側に立って、国の側に振り回されるのではなくて、しっかり活用していくと、こんな能力が必要だと、そうありがたいものだというふうに常々思っております。

(14 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。

私たちも、やらまいか条例ということで、部署を通した中での地域を一体化しようかという部分というのはあったんですけども、最近、昔話ばかりしとるって言われるんですけども、昔は県・国ばかり見とって、なかなか住民を見とらんのかなという批判も受けたところがあったんですけども、それに比べたら、今は、本当に国と地方のバランスも変わってきたこともありますけれども、本当にその地域に根差したような形ではあると思うんですね。

市長さん言われたように、やっぱりそしゃく、あるいは機動性、これがその、やはり昔のように国・県ばかり見とるのではないけれども、けども財源は欲しいで、それは、やっぱり財源を取てくると。その財源を消化しておるだけでは、逆に言ったら、国・県は本当にその末端の地域まで活性化できるような事業をしておるかというところでは、それは、そしゃく中で、やっぱりその地域地域に合った地域づくりをしていかないかというところでは、補助金というのは上手に使ってということになると思うんですね。これは、答えは分かっているんですけども、本当にそれが、部局ごとに一生懸命になる芽をそこで取られておって、地域全体を、地域、地域と言いながら、本当にそこに地域を、全部を活性化するというところがあるかないかというのが、これからのまた余計重要な問題だとは思うんですね。

そういう中では、市長さんもお話になりましたように、多分方向は分かっているんで、また一層

努力していただきたいと思ひますし、また、私たちがそれに向かつていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。ということで、ありがとうございました。

では、次には具体的な話をしていきたいと思ひます。

この資料として写真を、皆様方の手元にあると思ひうんですけども、過去にも道沿いに捨てられるごみについては質問したことがあるんですけども、これが、特徴があるのは、買物袋に入れたごみが道路沿いに捨てられている。これが、私がいつも通る道の中にあるごみの特徴です。これがもう下手すると、10年以上こういう形が続けられておりまして、この質問をするに当たって、今までも多少は拾ったり、あるいは、拾ってジョギングされておられる方の量を見て、車に乗せて運んだり、そういうことをしておったんですけども、質問したでってという、多分そうなるかもしれないんですけども、今回、写真を撮りながらそのごみを拾い集めたんですね。

2月27日に、多分、最初のその写真で撮った、そのときは5つありました。それから、大体ほぼ毎日あつたんですね。ここに乗せておるのはほぼ一部なんです。お分かりのように、これ、ほとんど道にかかつておるんですね。

あと一つ、ガードレールの下に木の実がなつたんか、花が咲いたんかというぐらにかかつておるのがありますけれども、ここは谷になっておりまして、ちょっと気づきにくい。

今回、警察の方にも環境部の方にも入っていただいて、自分がやらせていないことも確かですが、皆さん方にもやっぱり、口だけでは分からないので、見ていただくということで写真に収めました。

一つは、ちょっとばらしまして、中身も写してあります。ここに、趣味があるかもしれないですけども、韓国のりの袋が2つあるんですけど、これお見えですか、多分韓国のりの好きな人で、ほかのごみの中にもこれが入つておつたんですけども。こういう形でもう十何年、一般市民の方でも、やっぱりこれを苦にされることというのが、拾うか拾わんかは別として、やっぱり苦にしておられるんですね。

今回、この問題を取り上げると言ったら、ぜひ徹底的にやってくれといつて言われる方が多かつたんです。拾つておられる方、本当にありがたいことなんですね。私たちが本当ならやりたい。けども、堀越峠というのは危険なんですよ、車を止めて降りてというのが。場所によっては、カーブを回つた途端にごみがあつて、思わずそのごみ、袋ごと踏んづけて、ばらけるんですね。そうすると、かなりそれが散らばつて、これまた大変なんです。

もう一つ、袋が破れておるような写真をつけてあるんですけども、これは、カラスが突つついたんですね。中にソーセージの袋が、包みが入つとつて、そのソーセージだけ散らばつたんですけども、これが、カラスが突つついた跡です。

最近、本当にボランティアで片づけてくださる方が増えてきたおかげで、なかなかこうやって

獣が突っついたり、あるいは、踏んづけて散らばったりするってことは少なくなったんですけども、それにしても、まず増えたんですね、本当に。最初は一人かなと思ったんですけども、最近はこちらちょっと複数の人がやっておられるような感じがします。

これに対しては、こういう形でやっておられるというのは、この付近に対する住民、あるいは、地域に対する挑戦状をたたきつけられておると、私は最近感じるようになりました。

プラスチックのごみゼロ宣言をした今回、やっぱりもう、住民の皆さんが徹底的にやってくれと言われるように、私たちも、これ、看過できないので、これからもやっぱり拾えや拾っただけ、それをまた追記していこうと思いますが、犯人を特定するのが目的じゃなしに、本当にごみを捨てないような環境にしていくという部分が第一だと思っておりますけれども、それにしても、もう徹底的にやろうという気持ちはあるんですけど、いかがですか、徹底的にやられようと思いませんか、お伺いします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 道沿いに捨てられるポイ捨てごみの対策ということでございますが、ポイ捨てなど不法投棄は、町の景観を損なうだけでなく、その中に含まれているプラスチック類は河川から海洋へ流れ出し、マイクロプラスチックとなり、河川、海洋の環境悪化や、そこに住む生物の体内に取り込まれ、植物連鎖を通じて生態系に深刻なダメージを与えていることが地球規模での問題となっております。

郡上市では、毎年、不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄物の回収を行っております。3年間の平均は、金物 493 キロ、可燃物 450 キロ、合計で 943 キロといった実績となっております。10 年前から比べますと、およそ 3 割程度減ってきてはおりますが、ゼロになることはございません。

これを何とかしようと取り組んだものが、今年度から開始しております監視カメラの設置でございます。しかし、これもカメラの設置箇所ではポイ捨ては確認されませんでした。その他、ほかの場所ではポイ捨てはなくならないのが現状でございます。

郡上市ポイ捨て等防止条例では、違反した者が勧告に従わない場合、3 万円以下の罰金を定めていますし、法律的な対策といたしましては、まず第一に軽犯罪法違反が上げられます。軽犯罪法第 1 条の各号に違反した場合は、1 日以上 30 日未満の拘留、1,000 円以上 1 万円未満の金銭を徴収される軽罰が定められております。

次に、廃棄物処理法第 16 条は「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定し、ポイ捨てについても長期にわたる繰り返し等、悪質と見られた場合は、廃棄物処理法違反として逮捕される可能性がございます。

また、道路交通法では、ポイ捨ては第 76 条第 4 項 4 号または 5 号の違反となり、警察官からの

質問に応じず、その場から立ち去ろうとする場合などは逮捕される可能性があり、また、5万円以下の罰金が課されます。

しかし、いずれの場合にも、ポイ捨てをした者も特定することが非常に困難であることが、厳しく取り締まれない要因であると考えられます。

郡上市では、令和4年12月23日に、郡上市プラスチックごみゼロ宣言を行いました。主な取組といたしましては、プラごみの発生・抑制及び適正処理の一環といたしまして、マイバッグの利用や4R運動の推進、適正な処理方法の周知を図るほか、不法投棄防止対策として、不法投棄を絶対しないよう啓発する取組を関係団体と連携して推進することや、清掃活動への参加を促しております。また、環境教育の充実として、環境汚染の情報発信や、自主的に正しい行動を行える子どもたちを育てることを目標としております。

まずは、この取組の中の関係団体との連携による不法投棄の抑制を推進するための体制づくりを進めたいと考えております。関係者の協力や工夫によってモラルを向上させるとともに、郡上警察署との連携により、ポイ捨てを常習的に行っている個人の特定にも取り組み、地域全体としてごみのポイ捨てをなくそうという意識の向上を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(14 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。

私も生活安全課の警察署の方とお会いしまして、特定されないと一つ一つのポイ捨てのごみなんですけども、特定された場合は、複数回そういう行為を続けておられたら、これは完全な不法投棄扱いでできるんじゃないですかと言ったら、そのとおりですということで、これは、法律にも条例にも徹底的にやるとは書いてないんですけども、本当に長年こうして住民、あるいは、例えばバスで通学されておられる子どもさんたちも、自分には下りて拾えんけども心を痛めながら行っておられる方もあるかもしれないし、また、やはり私たちもそうなんですけども、通勤するときとか、あるいは、ああいう道で、後ろに車がついているとなかなか止まって拾うという行為ができないところもあるんですね。そういう面では本当に、あるで、いつまでもそこにあつたでみんな平気で通っておるのかといたら、そうじゃないんですね、本当に心を痛めておるんです。

そういう中で、平然とそういう行為をなされておるといのは、本当に私は挑戦状をたたきつけられたねと、そう思いますので、ぜひ市も本腰を入れて、これに携わってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。

濃飛横断自動車道の開通に備えた整備計画はということでお話ししますけれども、この間の新聞

にありましたように、堀越区間の国による権限代行として、予算化は妥当であると認められたということで、私たち長年携わってきた関係者にとって、本当にこの上ない喜びであります。

そしてまた、その権限代行のほとんどがトンネル工事であり、このトンネル工事を進めるためには残土が出ると。その残土を今度は利用して、和良工区がその残土を利用してやっていただけるような形になるという中では、権限代行は国が主なんですけれども、和良工区は、今度は、所管は県を基にしてそれをやっていくという中では、その連携を取りながら、本来なら、和良はかなり後になるやろうなと思っておったんですけれども、これが目に見えてきたという中では、本当に楽しみにしておるんですね。

ところが、これから安堵してばかりでおれない、これから、それをどうしていくか、どう生かしていくか。

これも前に言ったことがあるんですけれども、やはり国や県に何遍も何遍もお願いに行く、どうかお願いします、やってくださいという形で行くんですけれども、何かそれが採択をされていると、ありがとうございました、それではこの次にと行って、今度また、ほかの要望をお願いしに行くんですね。何回も何回もそういうことを続けておりますと、申し訳ないなと思うところもあるんですが。

ただ、実際に莫大な予算をつけてくださった元は税金ですので、このことに対してお礼というのは、やっぱり、例えば道なら道を、ここに道を造ってよかったなというふうに表すのが感謝の意だと思っておるんですね。

そういう意味では、濃飛横断自動車道というものが莫大な予算をかけて、これが開通した折には、これは、やっぱりその道を十分に生かしていきたいと思うわけです。私は地元ですので、手前みそな感じもするんですけれども、けど、やはり今まで郡上のルートとしては、東からの進入口というのは大きいところではなかったわけです。これは、やはり郡上の東の玄関口として、これを整備していく計画が欲しい。地域的にいろんな細かいことは今、折衝したり何かしておられるらしいですけども、市としても、ここに、本当に郡上を生かせる東の玄関口、リニア新幹線は遅れていますけれども、中津川にそのリニア新幹線の駅が開通した折には、やはり、これはかなりの流通量も増えると思いますし、中津川次第というわけではないんですけれども、前もってその整備計画をちゃんとしたものをつくって、それに用意しておくのはいいかと思うんですけれども、市長さんいかがでしょうか、お願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

今、お話がありましたように、郡上市そして下呂市、東白川、そして中津川というこの地域を結ぶ濃飛横断自動車道、約 80 キロの実現を目指して、沿線市・村、力を合わせて活動もしてまいっ

ております。

そういう中で、中津川のほうはリニア新幹線の関係で、今着々と事業が進んでおりますし、東海北陸自動車道と結ぶこの郡上の地域での整備であります。今、お話がありましたように、この堀越峠工区ということで、256号の現在の堀越峠の難所を克服するための新しいルートを県のほうで調査をされておまして、それを、大変難工事も予想されますし、事業費も莫大な予算がかかるというようなことで、県、市、沿線市・村挙げて、ここを、本来は県の事業主体になるべき区間でありまして、権限代行による国の直轄事業化をしてくださいと、こういう要望を続けてまいったところでございます。

今、大分局面が進んでおまして、私たちとすれば、国のほうで権限代行による直轄事業として取り組むという正式のお話が来るのを待っている、こういう状況でございますし、その可能性はかなり期待は持てるというふうに思っております。

そうなりますと、お話がありましたように、堀越峠工区は、ほぼ8割以上を3本の橋梁と3本のトンネルでしょうか、そんなような非常に構造物があって、土工部分はほとんど900メートルぐらいと、全体の5.9キロ余の中でのというような、非常に地形的にも高いところから、この八幡のほうへ下りてくるという関係もございまして、そういうところありますので、非常に高度な技術も要するわけですが、もう一つは、今申し上げましたように、かなり長い距離のトンネルを造らなければいけないということで、トンネルを掘るとすれば、当然、その残土といえますか、トンネルのずりが出てまいるわけありますので、これをしっかり処分をしなければいけないと。

県のほうもそのトンネル工場の残土といえますか、ずりを活用して、あとは、和良の地内の、やはり、現在、両側に家が建て込んでおられるような形になっておりますので、新たな和良工区ということで、言わばバイパス的な道路を造りたいということで計画しておっていただいております。

そうなりますと、例えば256号に比較的近接して、ちょっと奥へ入っておりますけれども、現在ある和良の道の駅、あるいは、様々な施設がありますけれども、そういうものの中で、やはり新しい和良工区のルートに合わせた拠点づくりが必要だろうとおっしゃるように、まさにそれは、単に和良の拠点というだけにとどまらず、郡上市の東の玄関口としての大きな可能性を持っているということではないかと思っております。

そのようなことで、私どももしっかり、先ほどお話ありました、国や県がしっかり道路整備ということで取り組んでいただくということの、それに応える地域の気持ちとしても、道路ができるというのは何のためと言いますと、やはりいろんな各地域との交流とか地域の活性化ということになりますので、しっかりそれを生かすための整備をしていかなければいけないというふうに思っております。

そのようなことで、今回提案しております予算の中にも地域振興推進の特別事業というような形

で、約 900 万円余の予算を計上して、そうした、ごめんなさい、700 万円余でございますが、ほぼ 800 万円弱ですけども、それくらいの予算を計上いたしまして、そのための構想を推進するための調査を進めていきたいというふうに思っております。

御指摘のように、この際、今回の堀越峠工区あるいは和良工区を含めて 256 号の整備を一つの好機と捉えて、早速そうした地域としての対応を検討して、これを生かしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

(14 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員。

○14 番（兼山悌孝） ありがとうございます。

ポジティブな答弁いただけたと思って喜んでおりますが、先ほど来言いましたように、観光も、郡上は本当にいろんな観光資源がありまして、地域地域に点在しておるんですね。これも観光もインクルーシブ、やっぱり地域地域に点在しておる観光を、やっぱりインクルーシブに郡上をつくっていくというのも一つだと思いますので、また、本当に未来の子どもたちに残せるような形で地域づくりをしていくのが私たちの任務だと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、兼山悌孝議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は 10 時 25 分を予定いたします。

(午前 10 時 11 分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 10 時 25 分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長（田代はつ江） 8 番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8 番 原喜与美議員。

○8 番（原 喜与美） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、コロナ感染症の予防対策としてのワクチン接種について、お伺いをいたしたいと思っております。

まずは質問に入ります前に、この新型コロナウイルス感染症が発症してから 3 年間にわたりまして感染予防に御尽力を頂きました医療機関や、また関係者の皆様方には本当に御苦労さまでございました。また、庁舎内におかれましては、所管の健康福祉部の職員の皆さんや、また関係の執行部の皆さんも本当に御苦労さまでございました。ようやく収まりかけましたが、御尽力を頂きました

皆さん方に感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

コロナ感染症も大分落ち着いてまいりましたので、この質問は時機を逸した感じがいたしますが、よろしく願いをいたしたいと思えます。大きくはコロナ感染症のワクチン接種に伴う接種状況と接種後の副反応について、お伺いをいたします。

コロナ感染症については世界で初めて発症してから3年以上経過し、世界中を恐怖に陥れながら、衰えることなく猛威を放ってまいりました。4年目に入った今年も昨年秋より第8波が猛威を振るい、郡上市においても年末から年始にかけて毎日、多くの陽性患者が発生しており、一向に終息をする気配を見せておりません。最近は少し落ち着いた状況で安堵をいたしておりますが、このコロナ感染症予防のためのワクチン接種が国費で進められ、既に第5回目の接種を進められている現状であります。

ここで私ごとで誠に恐縮ですが、私、昨年2月に陽性反応を発症しまして、ホテルでの療養処置を受けました。幸いにして私は症状が軽く、少し喉が痛い程度で熱もせきもなく、身体的に苦痛はありませんでしたが、ホテルでは外部と全く遮断をされた監禁状態にされたのは一番つろうございました。そんな中、私の症状が軽かったのは予防接種を受けていたからだと思っております。そうしたことから、私は、ためらうことなく5回目の接種も受けました。

現在、市内での陽性反応者の累計は9,500人を超えたと聞いております。そうしますと、市民4人に1人の方が感染をされたという状況になります。この数字は、まだまだ増えていくと想定をされます。

そこで気になるのは、ワクチン接種も5回目となりますと、接種を受ける方がどうも回を増すごとに少なくなっているように感じます。今、要因の一つには、接種後の副反応についてマスコミ等でいろいろと騒いでいることから、接種を控える方が増えているのではないかと想像をいたしております。

これまでの接種段階における接種者の推移状況はどのようなものであるか、また接種後の副反応について市内ではどのような状況であるのか、特に大きなトラブルはなかったのか、お知らせを頂きたいと思えます。

私は5回目も受けましたが、5回目とも副反応は全く症状がなく、何の問題もありませんでした。それぞれ個人差はあるとは思いますが、接種については「心配がないから予防のための接種を受けよう」と言って皆さんにはお勧めをしておるところでございます。

政府は5月以降、コロナ感染症を5類に引下げ移行することにしております。そうなりますと予防接種も任意となり、料金についても自己負担となる可能性が高くなります。市民の皆さんには、心配なく予防接種を受けて感染対策をしていただくことが大切かと思えます。

そうしたことから、市内の接種状況と接種後の副反応について、お知らせを頂きたいです。特に、

市内における副反応での重症者の有無はどのような状況か、分かる範囲でお知らせを頂きたいと思
います。

そして、5類に引下げ移行されました後も気を抜かず予防対策はしっかりと続けていただきたい
と思っておりますが、その対策等についても伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは最初に、郡上市の新型コロナウイルスワクチン接種の状
況について、御説明いたします。

これまで5回まで接種を行っておりますが、接種率につきまして、国が自治体向けに発表してい
る自治体ごとのワクチン接種状況、令和5年3月13日現在の情報によりますと、令和4年1月1
日付の住民基本台帳人口3万9,761人に対する接種率は、1回目が86.79%、2回目が86.37%、
3回目が79.49%、4回目が58.94%、5回目が32.62%となっております。

それぞれの回で県の平均より高く、5回目の接種率につきましては、県内21市の中で見ますと
4番目となっております。ただ、このうち、オミクロン株対応ワクチンの接種率につきましては
54.24%で、県内21市中2番目という状況です。

市では、郡上市医師会の御協力の下、対象者全員に接種の意向調査を実施した上でワクチンの供
給状況等を確認しながら、接種を希望される全ての方に対しまして接種日程の割り振りを行い、接
種日に都合のつかない場合には日程の変更を受け付けて対応し、接種を希望される方の接種機会が
なくならないよう配慮をしております。こうした対応や住民の皆様の御理解・御協力の結果か
ら、対象者の違いにより回を追うごとに接種率は下がってはおりますが、他市と比べても高い接種
率となっていると考えております。

副反応につきましては、マスコミ等の報道によりまして様々な御意見があることは承知していま
すが、ワクチンの接種については、ワクチンに関する情報を国のチラシ等で提供させていただいた
上で自らの意思で御判断いただき、接種を希望する方が接種していただけると考えております。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る副反応につきまして、市では、これまでに12件の相談
を受け付けております。ワクチン接種に係る副反応については個人差があり、例えばワクチン接種
直後の腕の疼痛や発熱など多くの方に知られている副反応から、入院治療が必要な場合など様々な
症状があります。

なお、先ほど述べた12件の相談において、死亡や生命に危険があるなど、特に重大な副反応が
出たという御相談はありません。予防接種に係る健康被害が生じた場合の救済制度としまして、国
の予防接種後健康被害救済制度があります。申請は、市が窓口となり手続を進めます。

市では、医師会員、保健所長、副市長、感染症専門家を構成員とした郡上市予防接種健康被害調

査委員会を設置しており、申請受付後、委員会にて審査を行い、必要書類の確認を行った後、市から岐阜県を経由して国に進達されます。その後、国の疾病・障害認定審査会において、因果関係を判断する審査が行われます。

審査結果につきましては、国、県を経て市に届き、市から申請者に結果を通知することとなりますが、通常、国が申請を受理してから、疾病・障害認定審査会における審議結果の通知を行うまでには4か月から1年程度の期間を要しています。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種において、郡上市で受け付けた予防接種後健康被害救済制度の申請件数は1件となっております。

予防接種の副反応による健康被害は極めてまれですが、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済する制度となっております。

市としましては引き続き、こうした制度の周知も行いながら、国の方針に基づき、接種を希望される全ての方に対して接種ができるよう努めていきます。

なお、令和5年度の接種につきましては、国の臨時接種の期間が延長され、ワクチン接種は来年の令和6年3月31日まで無償で実施されることとなりました。

重症化リスクの高い高齢者などは、春5月頃から夏8月末頃までに1回、秋9月以降で1回の計2回接種、それ以外の方は、秋9月以降で1回接種することが望ましいとされました。

郡上市における具体的な接種方法、時期につきましては今後、郡上市医師会と協議を行いまして決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) ありがとうございます。私が心配をしておりましたような接種状況ではないということで安心をいたしました。回を追うごとにパーセントが低くなっておるので心配をしておりましたが、県下ではその数字でも上のほうをいっておるということで安心をいたしました。

また、一番心配をしておりました副反応については、今の答弁にありましたように、そういった案件は郡上市の中では、ないということで安堵をいたしております。ゆうべの余韻がまだ残っておりますが、よい御答弁を頂きましたので余計気分がよくなりましたが、5類に引下げを行われました後も、どうぞ緩めることなく対策は続けていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、小さな拠点とネットワークづくり構想の進捗について、お伺いをいたします。

この2点の質問ということで時間が十分ありそうですので、ゆっくりお話しを申し上げます、よろしくお願いいたしますと思います。

人口減少が加速をし、将来の集落維持が今や喫緊の課題となってきました。少し以前にはまだまだ先のことと思っておりましたが、現実にはそのときが刻一刻と迫っております。政治・社会・経済、全てにおいて、従来どおりでは進めていけない状況にあり、今から先を見据えて対策を講じていかなければならないと感じております。

そうした状況にあって、本市が提唱している地域の小さな拠点とネットワークづくり構想は、まさに的を射ており、早急に推し進めることを望むものであります。

先般、本市の市民協働センターが、自治会長宛てに行われたアンケートの結果が公表をされました。これでございますが、皆さん方もお読みになられたかと思えます。

それを拝見しますと、自治会の将来についての課題は、人口減少により自治会組織の存続が難しく、自治会運営ができなくなる心配があると懸念をされております。自治会長さんには地域をあくまで地域をまとめ、地域内の事業運営を日々こなしていただいております。そうした自治会長さんの思いであることから、市の政策上も重要な事案であると思われまます。

そこで、この小さな拠点とネットワークづくりには、その地域の希望やまた範囲に加え、ライフライン等に必要な施設の確保など、多方面にわたっての検討が必要となってまいります。例えば、農業面でいいますと、守り残すべき農地面積の確保や、またその維持体制の確立が重要となってまいります。

そうしたことから、未来の地域づくりについて、地域の「人・農地プラン」の構想も加え、地域協議会の皆さんや、ただいま申し上げました自治会長さんなど、幅広く意見を交えて綿密な協議を重ね、早い時期に進める必要性を痛感いたします。特に私は、地域の多方面にわたって審議・検討をしていただく地域協議会の活動に大きな期待を寄せているものであります。

また、執行部におかれましては、部署の壁を越えて連携を密にし、将来の地域づくりには貢献をしていただきたいと思います。と考えております。

そこでお伺いをいたします。市が進められております、小さな拠点とネットワークづくり構想の進捗状況と今後の推進方策をお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

市では、人口が減少していく中で、地域を維持していくための取組としまして、小さな拠点とネットワークづくりの検討を行っております。

その小さな拠点とネットワークづくりの考え方についてでございますが、これは小学校区などの複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買物や福祉・医療など、様々な生活サービス機能を一定の範囲に集約しまして利便性を高めるとともに、このサービスが集約された箇所とそこから離れた集落との交通等の移動手手段の確保や集落間の助け合い、連携などのネットワークで

つなぐことで、自分たちの住む地域での暮らしを維持していくことを基本的な考え方としたものでございます。

これまでの市の取組についてでございますが、平成 30 年度に作成しました小さな拠点とネットワークの形成に向けて、概論でございますが、基礎的な生活圏を自治会等の活動が補完できる旧町村のエリアを単位として設定しました。ただし、人口規模が大きく複数の小学校区を有する八幡・白鳥地域においては、小学校区を基本とした比較的小規模な単位をサブエリアとして位置づけまして、基本理念や考え方を市民に周知・共有するため、各地域協議会において説明を行いました。

令和元年度には「郡上の未来を創造する持続可能な地域経営」と題した小さな拠点とネットワークを進めるためのガイドブックを作成しまして、一次拠点エリア、サブエリアごとの将来人口推計などを示すとともに、事例集としまして各地域協議会等の取組を紹介し、振興事務所経由で自治会役員でございますとか地域協議会委員への説明を行いまして、幾つかの地域協議会や地域づくり団体において、小さな拠点とネットワークの理念を取り入れた協議や活動を行っていただいております。

現在は地域運営を推進するための仕組みをどう整備していくかの方針でございますとか、具体的にどのような行動を実施するか、またその工程を策定いたします行動計画について庁内で検討しておりまして、今後、行動計画に落とし込むに当たって、実際に地域運営を行っている組織——これを地域運営組織といいます、その形成という観点から、どういった組織の構成がその地域に合っているか等の検討を行っております。

地域協議会については、小さな拠点の観点から、先進地視察を行う地域でございますとか、具体的な協議・実行を行う地域もございまして、その進捗や活動内容は地域ごとに様々でございますが、小さな拠点とネットワークの考え方を取り入れながら活動を行う地域協議会が増加しているというようところでございます。

また、地域協議会は、郡上市住民自治基本条例に地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながら、その解決に向けて取り組む組織として定められておりまして、小さな拠点とネットワークにおいて、どう位置づけしていくかについても検討を進めているというところでございます。

今後の取組としましては、この行動計画の完成に向けまして、地域協議会の意見聴取でありますとか、自治会等への周知でございますとか、地域づくり団体との協議等をさらに進化させてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

(8 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員。

○8 番（原 喜与美） ありがとうございます。担当部においては、今の答弁の中にありますように着々と準備を進めておられるということで安心をいたしました、この人口減少の状況

というのは予想したよりもはるかに早い、また不規則な流れということになりますので、どうぞ歩みを止めずにしっかりと対策を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

なお、通告ではもう一つ、自治会長宛でのアンケートに関する質問を予定いたしておりましたが、この内容については取下げをいたしますので、お願いをいたします。

詳細にわたっての御答弁をありがとうございました。これで、私の質問は全て終わらせていただきます。いつもより時間を残しましたが、皆さん方の御答弁、誠にありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

（午前10時46分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（田代はつ江） 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 失礼します。議長より許可を頂きましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

昨夜寝不足で耳が遠くなっているので、御答弁のほうがちよっと聞き取りにくいときがあるかもしれませんので、なるべく大きな声でよろしくお願ひしたいと思います。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応交付金についてと地域ボランティアについて、市民協働センター関連についての大きく3点について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が、2020年1月15日、国内で初の確認されてからもう3年たちました。議員になったと同時のマスク着用で、市職員の方々も私のマスクを取った顔を知らない方が見えるかもしれません。学校、職場、社会全体がマスク一色。誰がそんな世界を想像していたことでしょうか。しかし、本市においても、ようやく収束の兆しが見え、昨日の感染者数はゼロでございました。いよいよ新年度、新学期に向けて活気のある世の中になりそうで楽しみでございます。

昨年9月の一般質問のとき、質問ではありませんけどちよっとお話しさせていただきました。広報無線にて、本日の感染者数は何名確認されましたという放送を、人口の増加施策で、もちろんお母さんの許可を頂きながら、本日のお生まれになったのは何名ですというような明るい内容の放送に変えられたらいかがでしょうか。ちよっと頭の隅に置いていただけたらいいかなと思います。よ

ろしくお願いいたします。

さて、本題に入ります。調べましたら、総務省より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、3年間で17兆1,260億円も交付されているようでございます。17兆1,260億円って一体どんなものだろうということで重さを調べてみましたら、1,700トンもありまして、何に例えたらいいかがちょっと時間がなくて調べることができませんけど、膨大な金額でございます。毎月のように市から専決補正の審議が提出されまして、議会においても審議承諾し、感染予防対策費から金融、生活困窮対策、商工観光と多岐にわたる支援援助を瞬時に講じていただき、この難局を乗り越えることができたのだと感謝しております。

その交付金について調べておりましたら、1つ分かったことは、もちろんほかの先輩議員は分かってみえると思いますけども、本市は国に対してコロナ感染症に係る交付金の要求を決められた期日までに詳細にわたり申請をしなければ交付していただけないということが私なりに分かりました。例えば消毒液を何本どういったところに使うとか、空気清浄機をどれだけ設置するとか、細かいこと言えば、マスクをどれだけ配布しなければならないというような、詳細にわたるものを提出しないと交付されないということが分かりました。緊急性のことですから、てっきり今月はこの対策費用に使いなさいというふうに、国から一方的に何もせんでも交付金が頂けるもんやと思っていたので、本当に膨大な時間を費やして各部署の方は仕事とはいえ大変御苦労なさったんだなというふうに感じました。本当にありがとうございました。

そこで、本市において、さきに述べたような3年間の多岐にわたる補助支援を整理してどのように使われていたのかお聞きしたいです。

また、年度ごとに一覧できるような資料を作成し、広く市民に告知していただけないでしょうか。内閣府の創生推進室からも、事業目的、事業内容に応じてアンケート調査、その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行うようお願いいたします。広報状況について別途調査させていただきます。そのように書いてありました。

そこで、4つの質問がありまして、1つ、本市へ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の現在までの総額はお幾らなんでしょうか。2つ目に、どの分野にどれだけ充当したのか。各分野別に知りたい。3つ目に、市独自の分野別の対策費。4つ目に、ホームページで掲載をしているということでもありますけども、市民に分かりやすく簡素化した一覧表、紙ベースでの配布を希望いたします。

以上4点、一括答弁で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 本田議員の質問に答弁を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

現在までの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額についてでございますが、市に対しまして、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、以下、交付金と言わせていただきますが、合計で約22億8,000万円の交付決定がされておまして、この交付金を活用しまして、感染対策でありますとか経済対策など幅広い施策としまして、今現時点、事業実施中でございますが、決算見込みでの金額になります。令和2年度から154事業、総事業費約25億7,000万円となっております。

また、分野別の充当額というようなどございまして、観光事業者に対して、事業の継続を支え、これまで育成した人材の継続雇用を図るため、施設固定費の一部補助を行った経営安定化事業など、特に経済対策を行った産業分野に力を入れた形となっており、事業費で約17億2,000万円、交付金の額としましては約16億2,000万円となっております。オンライン授業への対応など教育分野の整備も行っておりまして、事業費で約4億1,000万円、交付金の額としては約2億8,000万円を投じております。このほかの分野としまして、福祉分野へ事業費約2億3,000万円、交付金の額では1億9,000万円、行政の分野へ事業費約1億3,000万円、交付金の額としまして約1億2,000万円、農業分野へ事業費約4,500万円、交付金の額では約3,900万円、防災分野へ事業費約4,100万円、交付金の額では約3,500万円の事業を行っておりまして、いずれの事業においても、コロナ禍の中、郡上市のみならず、圏域または全国の状況を緩和して行った施策となっております。

市独自の事業としましては、全154事業のうち9事業につきましては、国庫補助を伴う事業でございますが、残りの事業については市独自の施策となっております。

簡素化した一覧表での公表についてということでございますが、公表につきましては、事業完了後速やかに公開することが求められておまして、年度ごとにホームページ上、各課からのお知らせにて公表しておりますが、市民の皆様に分かりやすく簡素化した一覧表での配布という提案を頂きましたので、全ての事業が完了した際には、広報郡上等を活用した公表方法も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。対応してくださるというお返事を頂き、本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここにありました小項目2の国からの地方創生交付金の今後につきましては、ちょっと私の調査不足や資料の不足のため今回取り下げさせていただきますので、よろしく願いいたします。御迷惑をおかけしました。

続きまして、2つ目の質問の地域ボランティアについて質問させていただきます。

人口減少により過疎化問題は必須であります。同時に限界集落と背中合わせであります。その地域の65歳以上が住民の過半数となり、政や地域の行事が存続するのが限界だと感じるのを限界集落、そのようなことだと私は認識しております。

令和2年国勢調査を参考に、本市において65歳以上が住民の過半数、限界集落あるのか調べてみますと、和良地域が48.6%と過半数に一番近く、一番低いのは高鷲の33.2%のようです。残り5地区、高い順に言いますと、明宝地域40.7%、美並地域40.6%、八幡地域30.9%、白鳥地域35.9%、大和地域33.9%となっております。幸い、郡上市全体で見ますと、ぎりセーフではございますけども、各町内の地区になりますと、既に限界集落になっている地区があるのではないのでしょうか。神事とか政を継承するのは大変だということもよく聞きます。

私の住んでいる相生の亀尾島というところですけども、人口が100人程度で65歳以上が58人と、約55%と気づけば既に限界集落となっております。近年若い方が2世帯亀尾島にも入ってくださったので55%ですが、その方たちがみえなかったら60%という高い数値となっております。

そんな現状で、平成28年から令和7年の10年間、第2次郡上総合計画、現在後期5年間に入っており、残り2年間となっております。先ほど8番議員もお話がありました、小さな拠点とネットワークは大変重要な施策であります。

そこで、できることから始めようの一つの案として、地域ボランティアの設立、市独自の宣言を提案いたします。郡上社会福祉協議会、郡上市民協働センターなどが窓口となって現在そのようなことを対応してみえますけども、今回の提案は、小さな拠点の意味で、各自治会でできないかという提案でございます。その地域の定年後の方々が特別な行事のためではなくて、日頃から地域の美化活動や地域の見守り安全を市を挙げて行っていただくシステムでございます。お仕事・子育て世代は、地域のその方々の活動を見て、自分たちもその年齢が来たらそうするんだというような意識づけをし、地域の衰退を防げるのではないのでしょうか。お時間ある、まだ体力的にも自信があり、そのようなボランティア活動を行いたいが、そういった風潮がない、できない、やりにくいと思ってみえる方もあるはずで。それに係る最低限の費用、例えば保険であったり燃料代は、ボランティア費として各自治会へ交付すればいいと思います。自分たちの地域は自分たちで守っていくんだの対応を考えていただきたいのです。

2020年の国勢調査では、限界自治体は60市町村とあります。重複しますが、定年された方や現役を引退された方々が、自分の住んでいる地域の美化活動や見守りを常日頃行っていて、登録制とかではなく、どなたでもできる空気をつくっていただけないかということです。

こういったことは、特に山村地域の取組になるかと思われます。市としては人口の増加施策を押し続けてくださっているのですが、現実問題として、若者も働け、地域を俺らが守ってやるの空気

感を発信するような取組ができないか、市独自の宣言ができないかをお尋ねいたします。よろしく
お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

自治会につきましては、行政とは別の町内などの地縁を単位として自主的につくられる組織であり、市民に最も身近な課題解決の組織として認識してございます。近年、役員等の担い手不足、近所付き合いの希薄化など様々な問題点もあり、地域によっては苦勞されているところもあるかと存じます。

議員御提案の地域ボランティアの設立につきましては、自治会が行政とは別の自立した組織ということや既に行政側から様々なお願いをしていることから、行政が主体的に行うことは大変難しいと考えてございます。御理解頂きたいと存じます。

昨年度、市民協働センターで実施頂いた自治会アンケートでも、行政からお願いする役職について負担が大きいという指摘が一定数ございました。こうした意見からも、行政側から新たなボランティア組織の設立をお願いしていくことは慎重にならざるを得ませんし、自治組織として自ら課題を解決していただくことが重要と考えてございます。それらを補完する意味で、市が設置している市民協働センターによりお手伝いできることもあろうかと存じます。

限界集落であることから担い手不足により活動自体が存続できないことを問題として、ボランティア組織の立ち上げを御提案されているかと存じますけれども、自治会アンケートでもございましたように、将来的には自治会組織などの統合も課題になってくるとは考えてございます。その点につきましては、行政としても一緒に考えていかなければいけないと思っておりますし、地域の支援は必要なことと考えてございます。

なお、御提案の活動に係る費用につきましては、毎年自治会に交付しております行政交付金や郡上市魅力ある地域づくり推進事業補助金をはじめとした自治会向けの補助事業などを御活用頂きたいと存じます。

空気感というお言葉がございまして、市独自の宣言に関しましては、郡上市住民自治基本条例におきまして、市民はまちづくりの担い手として地域活動への積極的な参加に努めると、そういった旨を定めておりますので、これが宣言に相当するものと認識しておりますし、本条例の精神は引き続き啓発してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。自治会から行政側からのいろんな注文とか、それがあって大変だということを今総務部長おっしゃったんですけども、自治会のほうからそれに

賛同しようというような、自治会のほうから市の今そういった提言であったり宣言のようなものに賛同しよう、やろうというような自治会が増えてくるというような、そういった空気感をつくっていただきたい、そういうふうに思っております。今おっしゃったように、こちらからどうやっていくことは無理だということははっきりおっしゃったので、それは本当にできないことなんかなというふうに思いました。けど、今言ったように、そういった空気が流れるような、それに代わる宣言が今まであるよということであれば、いま一度そこを強く出していただくような、そういった方向へ少しでも持って行っていただきながら、先ほどから言っております自治会からほんならやろうじゃないかというようなそんな空気になるように、どうぞこれからもお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、最後の質問をさせていただきます。市民協働センターに関する質問でございます。市民協働センターの役割などを市民にいま一度分かるような説明と、そのセンターが窓口となっている魅力ある地域づくり補助金について、細かいですけど7つほどの質問をいたしたいと思います。

まず1つ目に、市民協働センターの業務内容と運営方法を市民に分かりやすく説明をお願いしたいと思います。一問一答でよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、市民協働センターの業務内容と運営方法についてお答えをいたします。

郡上市住民自治基本条例、前身としまして、郡上市市民協働指針に基づきまして、これからの市民と行政との新しい在り方を考え、協働によるまちづくりを推進することを目的に、市民等の活動及び交流を支援する拠点として、市民と行政の中間支援組織として郡上市市民協働センターが設置されております。

市民協働センターの主な業務内容でございますが、市民協働の推進に資する情報の収集や提供でございますとか、地域活動や市民活動等の相談及び支援、まちづくりに関する研修会の開催など幅広い業務を市が市民協働センター運営委員会に委託することで運営をしております。

また、その中には魅力ある地域づくり推進事業の実施団体のアドバイスでございますとか、事業の進捗に係る管理も含まれておりまして、補助金申請等の各種相談やサポートも行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。よく分かりました。

では2つ目に、市民協働センターにおかれますと、今先ほどありました魅力ある地域づくり補助金の申請受付を令和4年度は第5次募集まで行っていたようでございます。過去5年間の利用推移をお聞きしたいので、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、過去5年間の推移についての御質問でございますが、まず魅力ある地域づくり推進事業補助金の概要について御説明をいたします。

市では、市民の皆さんが自ら考え、自ら実践する地域づくりを促進し、自立した地域社会を実現することを目的に、魅力ある地域づくり推進事業補助金を交付しております。

現在3つの部門に分けて運用しております、主に自治会や地区会もしくはおおむねの自治会員で構成される団体が行う地域課題解決のための活動を応援します地域課題解決部門、市民活動団体が行う地域づくり活動を応援する市民活動部門、地域づくり助成型とスタートアップ助成型、さらには、郡上市市民協働センターが主体となり実施しておりますアイデアコンテストの入賞提案を実現させるために行う、その活動を応援するグッド郡上プロジェクト部門がございます。

御質問にございました、過去5年間の推移といたしまして、平成30年度に12件、令和元年度に14件、令和2年度に12件、令和3年度と令和4年度に至ってはそれぞれ10件ずつとなっており、若干減少傾向ではございますが、幅広く各団体の皆様に活用頂いているというような状況でございます。

以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。結構皆さん利用されとるんやなというふうに思いました。まずはありがとうございます。分かりました。

では3つ目に、申請団体がその第5次募集までしているということは、減少している、10件ということでしたけども、過去よりも減少している、多少減少しているその要因は何か検証し、解決に向けての施策は行ってみえるかお聞きしたい。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

まず、御質問の減少要因についてでございますが、減少傾向にある主な要因としまして、地域課題解決部門の申請数の減少が上げられるというふうに考えております。平成30年度には8団体への補助を行っておりますが、令和4年度には3団体になるなど、明らかな減少が見られるというような状況でございます。

現在の補助要綱では、多くの団体に有効活用してほしいとの思いから、1つの団体が補助を受け

られる回数を制限しておりまして、魅力ある地域づくり推進事業補助金の前身にありました、郡上市協働まちづくり活動支援補助金時に申請交付した団体についても回数制限を引き継いでおり、地域課題解決に意欲的な団体の多くは、既に申請交付済みであることが減少要因の傾向にある大きな要因ではないかというふうに考えております。

また、解決に向けての取組としまして、未利用の団体は依然として多数あるというようなところもございますので、市と市民協働センターでは、各地域の自治会長会へ出向きまして補助制度の説明を行ったりしましたりとか独自の補助制度説明会を開催するなど、申請数増加に努めております。しかしながら、成果としては出ていないのが現状となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1 番(本田教治) ありがとうございます。

では、4つ目に、申請を受託していただくための書類が難しいとか、面接が厳しいというふうに耳に入っているんですけども、実態はどうかお聞きしたいです。面接委員の構成を教えてください。もう一つが、書類審査とか面接で却下された団体は本当にあるのでしょうか。ある場合の理由も教えてください。交付した団体の現場を訪れて、その後の視察やコミュニケーションが取られているのか、そのことをお聞きしたいのでお願いいたします。

○議長(田代はつ江) 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長(三輪幸司) それでは、御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、審査委員の構成についてでございますが、審査委員は、郡上市市民協働活動審査会設置要綱によりまして、市民協働及びまちづくり分野の有識者3人に、市民協働センター運営委員1人と、あと副市長、当該事務を担当します部長を加えた6人で審査を行っております。

審査会では、申請団体が申請書類を基にしたプレゼンテーションを行いまして、そこで審査委員と質疑応答を行った後、評価をしております、各審査委員の評点により補助の事業の可否の判断をしているというようなところでございます。

不採択団体の有無及び理由についてでございますが、令和4年度でございますが、不採択となった団体が2件ございましたが、理由等については公表していないというようなところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

続きまして、団体へのコミュニケーションというところでございますが、交付した団体に対しまして、市民協働センターでは、進捗状況の確認でありますとか相談など、事業完了時まで伴走支援を行っております、市としては全てではありませんが、イベントの参加や現地視察などできる範

困で関わりを持っているというようなどございまして、よろしくお願ひいたします。

(1 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1 番(本田教治) ありがとうございます。

では5つ目の、3年間の補助制度を利用された団体で、事業のスケールアップに伴い、市と協働事業化となったような、そんな事例があるのかお聞きしたい。よろしくお願ひいたします。

○議長(田代はつ江) 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長(三輪幸司) それでは、協働事業化された事例についてお答えをいたします。

魅力ある地域づくり推進事業補助金は、市民の皆さんが自ら考え、自ら実践する市民主体の地域づくりを促進し、自立した地域社会を実現することを目的に行っている補助事業というようなどこでありますので、協働化された事例というものはございませぬので、よろしくお願ひいたします。

なお、別事業になりますが、郡上市提案型協働事業の団体提案型の協働事業では、これまでに13事業を団体と協働で行っております。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1 番(本田教治) ありがとうございます。

では、あと2つありますので、それをまとめてお答えいただけたらなと思ひます。

スタートアップ助成金、5万円補助といった助成枠もあるわけでございますけど、その内容と支援の状況、そして事業化であったり、その後の成果の事例があれば教えていただきたいと思ひます。

もう一つが、魅力ある地域づくり補助金の3年間補助制度を利用してされた団体は、その制度を今後利用できないことになっているんですけども、面接であったりとか、継続支援が必要だというふうに判断すれば、追加の支援を講ずることの御検討頂けないのでしょうか。お聞きしたいと思ひますので、お願ひいたします。

○議長(田代はつ江) 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長(三輪幸司) それでは、お答えをいたします。

スタートアップ助成型の内容と支援状況についてでございます。市民活動部門(スタートアップ助成型)は、主に中高生を対象とした補助メニューとなっております。今までは市民協働センターが主催して行うアイデアコンテストにより事業提案という形でアイデアを頂いておりましたが、提案するだけで実行できなかった等の声から生まれた補助メニューとなっております。地域づくり助成型の要件を見直しまして、上限額を抑えた代わりに構成員を少なくするなど、活動を始めるに当たり着手しやすい補助メニューとなっております。

また、創設初年度となる令和4年度でございますが、2件の事業が採択しており、その1つが高鷲中学校生徒会地域担当部で、もう一つは明宝中学校の明宝ふるさとクラブでございます。

高鷲中学校生徒会地域担当部では、中学生自身の愛郷心と高鷲地域の一体感づくりを目的としまして、生徒がデザインしたポロシャツの版代に活用されております。

また、明宝中学校の明宝ふるさとクラブでございますが、地域イベントやボランティア活動をする際に着用するビブスやのぼり旗の購入などに活用されておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、継続支援が必要と判断した場合の追加支援というような御質問についてでございますが、先ほども少し触れましたが、現在の要綱では、1団体が受けられる補助回数が制限されているというようなことで、スタートアップ助成型を含めると最長で4年間の補助が受けられることになりまして。

追加支援ということでございますが、魅力ある地域づくり推進事業補助金が自立した地域社会を実現することを目的としている補助金であることから、永年に続く補助金というわけにもいかないことも御理解頂ければと思います。

しかしながら、魅力ある地域づくり推進事業補助金が施行されまして来年度で10年を迎えるということや、昨今の経済状況でありますとか社会情勢等を考慮し、今後市として何か施策が打てないかを研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) 一番最後の御答弁を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

なぜこのような質問をしましてまいりましたかといいますと、私、議員になる前、この補助金が地域づくりに対して本当にありがたい存在だったからです。ボランティアでの地域づくりでは、どうしても資金が必要となっていきます。この地域を何とかしたい、自立した地域にしたいと奮闘してみえる方々の応援をしたい。その先には、先ほどより話に出ております小さな拠点とネットワーク、それにつながっていくからでございます。どうか引き続き、そんな熱い思いを持ってみえる地域の方々へ御支援頂きますようによろしく願いしたいと思っております。

時間若干残しましたが、これにて私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時32分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 野田勝彦議員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

毎度のことなんです、欲張ってたくさん項目を入れまして、今回も多分これは時間がなくなるんじゃないかしらんと、ちょっと今から心配なんです、もしそうなった折には、3番はすいませんが次回に回させていただきますので、担当者の方どうかよろしくお願いします。

最初に、1番目、大項目1番目ですが、原子力災害時の住民避難計画はというタイトルでございます。

今年の2月10日の日だったと思いますが、政府がGXに向けた基本方針というのを閣議決定いたしました。このGXというのが時にはDX、Dという字がついたり最近やたらXが多いんですが、何のこっちゃいなと思えばこれはトランスフォーメーションのことだという話なんです、頭にGがつきますが、このGはGreen、緑の偏角といいますかね、緑の山野が美しく茂って幸せな環境ができるよという、いわゆる郡上市も抱えております二酸化炭素の削減を目指して、こういう取組をしますよということだと思います。そのこと自体は大変歓迎すべきことで、素晴らしいと思いますが、ここからが大問題であります。

従来、原子力発電に関しましては、例の福島第一の事故後、これはえらいこっちゃということで多くの国民やもちろん政府関係者も、これに対しては非常に大きな反省といいますか、このまま行ったんでは大変なことになるということで、一定の緩やかな脱原発の方向が出てきておったわけです。

ところが、喉元過ぎれば何とやらというような言葉がありますが、徐々に徐々に夢をもう一度が出てきているんじゃないか。そして今回のGXでは、この原子力発電について大きく転換をしてきております。ここからしばらくの間、どういう転換なのかをちょっと紹介させていただきながら、郡上市の問題に移っていきますので、よろしくお願いします。

このGXの中で、原発問題は3つの大きな問題点を提起しております。

第1点は、今年から始まって徐々に順番に7基の全国にある原発の再稼働を始めます。既に再稼働しているのも幾つかあるんですが、新たに7つを加えるというわけです。この7つの再稼働予定

の原発は、原子力規制委員会の新しい基準は一応合格はしておるわけです。

ところが、前に私申しましたように、この規制委員会というのは5人のメンバーがいらっしゃいますが、どちらかと言うと言葉には大変語弊があるかもしれませんが、原子力推進委員会といったほうがふさわしいのではないかと、そういう委員会の性格もあるようです。

今回もこの閣議決定に関して、ただ一人、これ石渡さんという方ですが、この委員はこの決定を反対しました。御本人は地質学の専門家で、この大転換は科学的見地に立脚していないと、そういう理由でこれに反対をされました。ほかの4人の方は推進派でございました。

その3つの内容のうちの1つ、再稼働ですが、この再稼働する原発は当然ながら老朽化が進んでおります、重大事故の可能性はやはり秘めている。そうなった場合、当然周辺のあるいは半径何十キロの範囲の住民の方の避難が必要になりますが、この避難計画というのが大問題なんですね。もちろん一斉に全住民が対象とするような避難になりますから、現実的にはできっこない、実効性がないという避難なんです。ですから、どこの自治体も一種のお手上げ状態になっている。ちょっと言葉はきついかもかもしれませんが、実効性が伴わない避難計画は一応立てられている。こういう状況で非常に心配な内容であります。

さらに、そういうことを反映して地元の業界、承認も得られておりません。言わば、とても再稼働できる状況ではないというのがこの実態であります。

2つ目の問題。これがこの郡上にも大きく関係するかと思います。運転期間が、一つは法令で20年間の延長が認められています。原則40年で更新しなきゃ廃炉にしなけきゃならないのですが、20年を足して合計60年までは原子炉等規制法という法律がございまして、これは認められているわけですね。ところが、今回の大転換では、さらにその40年間に加えて20年間の合計60年間のうちの休止した時間、原発というのは定期検査などで長期にわたって止まることが多いんですが、この止まった期間を足すわけなんです。そうしますと、60年プラス10年、20年、なんと70年、80年の運転が可能になる。これが2つ目の大問題であります。

3つ目ですが、これは今までになかったもっと優れた新型の原子炉の新たな建設を考える。

以上、3点あります。

日本の原発は、かねて言われているように安全神話という言葉がはやりました、一時。日本は非常に優秀な原発で事故の心配はないんだ。福島第一原発で、これはもろくも崩れ去ったわけですが、なぜ神話になったのか。多くの方々は、それは原発村の宣伝やら何やらかんやらあるいは日本の技術に対する過信だったのかもしれません。しかし、もう一つ忘れてならぬのは、この神話が形成される頃は、どの原発もまだ建てて間もない頃なんです。要するに新しかったんですね。車だって新しいうちは、そう故障が出ません。5年、10年、20年と乗っておれば、どっか悪くなる、これと一緒に。問題は、40年を超えて60年、70年の運転をすると、こういう過酷な原子炉の使用に

対して、どういう事態が起こるかということでもあります。

一般的に格納容器というのはもう原子炉が核分裂をする容器を閉じ込めているわけですから、これは変更ができません。一旦つくったらもう廃炉するまでは変えられない。自動車で言うたらエンジンみたいなものですから、このエンジンはそう簡単に変えるわけにはいかない。エンジンのことですからオーバーホールということはあるかもしれませんが、ただタイヤを換えたり、ベルトを換えたりという附属品は換えることができます。しかし、幾ら換えて更新しても、車本体は何十年も使えるかという、そうはいきません。これを原子炉ではやろうとしているわけです。ですから、良識ある科学者の中では、こんな無謀なことはないと、そういうふうに表明している人もあります。

我々は、はるか西のほうですが、この稼働延長という未知のゾーンに遭遇していくことになるんです。今からこの稼働の延長というのは、全く経験のない事態に入っていくわけです。そこで、岐阜県の西のほう、数十キロメートル、ここからは約 80 キロから 90 キロメートルですけども、大垣のあたりからすれば数十キロ、二、三十キロの距離にある原発、通称原発銀座と言っておりますけども、新旧の原子炉がありまして、そして再稼働や延長がここに控えているわけです。

しかも、この地域はほとんど通年、西風が吹きますので、万が一の事故のときは西風に乗って放射能が飛散する、その可能性が極めて大きい。この気象条件というのは毎日違いますし、時には風速も違いますので一概には言えませんが、ただ、西から襲ってくる可能性が高いということは、皆さんがよく見られる雨雲レーダーを御覧になるとよく分かりますね。あの青い雨雲がずっと移動していくのが放射能だと思っても大体間違いないんじゃないかと思えます。

さて、こういう状況の中で、昨日の 17 番議員の言葉を借りれば、どうする岐阜県、放射能が飛来しますよ、どうする郡上市、日置市長、こういう言葉になると思います。ここから具体的な質問をさせていただきます。

岐阜県は、こうすると言っております。これは原子炉災害に係る岐阜県市町村広域避難方針という私がダウンロードした冊子ですが、相当ページ数がございます。これに岐阜県は、原子炉災害が起こったらこうしますと計画が明記されております。そこで皆さん方のタブレットにも入っているはずですが、3 ページを御覧いただきたいと思えます。資料のほうは、その 1 ページ目であります。

上のほうに対策強化地域という一覧がございまして、縦方向には地域、岐阜から始まって飛騨まで、横方向には放射能の飛散のレベルがあります。一番右側、③番はたくさん書いてありますが、その中の下のほうに、中央のところに郡上市というのがございます。郡上市もやってくるよという想定があるんです。「旧八幡町から以下、大和、美並、明宝、和良」、お、高鷲と白鳥がない。これは過去のいろんな気象データから高鷲、白鳥に吹いてくることはあんまりないんじゃないかという、そういう想定の下なんです、そこには一番上のほうを見ると、実効線量が年間 20 ミリシーベルト以上となる可能性がある、こんなふうに示されていますね。以下、左のほう、①、②は、

はるかに高い。そして大垣市辺りは、西濃では非常に深刻な放射能被害が予定されるということでもあります。

そこで、この郡上市は、年間 20 ミリシーベルトの可能性がある。20 以上ですから 40 か 50 かあるいは 100 まで以内の想定ですが、これはあくまでも想定であって、このとおりにしてくれる保証は何もないわけです。

さて、郡上市は、これ以上避難しなければならない状況になったときにどうするのか。この表の中では避難の指示はないんです、実は。左の西濃のほうはあります、後からまた申し上げますが。郡上市は、もしその避難の必要が出てきた場合はどうするのかという、そんなことはまさかなかるうという意味じゃなしに、ある程度やっぱりそれは想定しとかなければならんのではないかというのが、第 1 点目の質問であります。郡上市はどういう想定を考えていらっしゃいますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

岐阜県が作成いたしました原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針では、独自に実施した放射性物質拡散シミュレーションにより、風向き、風速、降雨などの気象条件によって影響を及ぼす可能性がある地域が示されております。

この中で八幡町、大和町、美並町、明宝、和良町の 5 地域は、原発事故で放射性物質が放出された場合の年間実行線量が 20 ミリシーベルトとなる可能性がある地域として、原子力災害対策強化地域に指定されてございます。議員さん御指摘のとおりであります。

一方で、国は、より危険度の高い地域として、原子力発電所から 30 キロ圏内で緊急防護措置を準備する UPZ と呼ばれる地域を指定しておりますけれども、郡上市はこれに含まれておりませんので、議員御指摘のとおり原子力災害が発生した際に避難を要する避難対象地域とはなってございません。

原発事故は、様々な事象に基づきます専門的な知見による検討が必要でございます。その上で県・国が示す方針等に基づきまして、現時点、市独自の避難計画につきましてもは策定していない状況でございます。

また、御指摘の白鳥、高鷲につきましてもは、県の指針で避難先と指定されていることから避難の想定がない状況でございます。しかしながら、避難計画はございませんけれども、郡上市は福井県にある最寄りの原子力発電所から最短距離で約 85 キロに位置してございます。御指摘のとおり原子力災害が発生した場合、その影響が懸念される場所ではございます。

このために、新地域防災計画では、原子力災害が起きた場合は、国や県の判断や指示に基づきま

して屋内避難の指示等を行い、市民の安全を確保することとしてございます。実際そのような事象が発生しましたら、市民の皆さんには防災行政無線やメール配信などで、まずは屋内避難を、屋内退避をしていただくことを周知していきたいと考えてございます。

また、平時の啓発につきましては、ホームページに屋内退避の注意点などが記載された県の原子力災害時避難の手引を掲載しておりますので御覧いただければと思います。

以上でございます。

(9 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） 非常に深刻な被害が想定されるエリアの外にあるとね、郡上の場合は 80 キロあるので、しかももっと言えば、その間には両白山脈という山が、1,000 メートルぐらいの山がありますのでね、ここまで飛来することはないだろう。もし万が一そういう事態になれば、今おっしゃったように県や国の指示に従って屋内退避をする、これが原則であると、そんなふうを考えていいかと思えます。

ということは、状況次第ではもっと北のほうへ、郡上市のほうへ 100 ミリシーベルトを超えるような事態になった場合は、言わばお手上げ状態。こんな言葉はよくないかもしれませんが、対策としてはどうすることもできないということになるかと思えます。だから私たちとしては、どうか 20 ミリシーベルト以下で収めてくださいと祈るしかない。

2 つ目に参ります。県の想定では、今おっしゃったように西濃地域では本当に 1 週間当たりの甲状腺等価線量という、ちょっと難しい表現なんですけど、実効線量とちょっと違うんですね、甲状腺等価線量。これが 1 週間当たり 50 ミリシーベルト以上になる可能性が指摘されておって、これは深刻な事態であります。ちなみに、福島原発の事故のときは、これが大体二、三十ミリシーベルトぐらいだったという話ですので、それを上回る可能性がある。

さて、西濃は御承知のように関ヶ原のところでは山合いの狭いところに風の通り道ができていますですね。あれに従って、西風が非常に強く吹くんですが、通称伊吹おろしと言っていますね。あれが吹く可能性が大変強いんですが、そうすると西濃地域は深刻な放射能被害が予想されます。

そこで次の資料を御覧いただきたいと思えます。2 枚目のほうでございます。これは、県の作成した西濃地域の住民の方々が、どこへ何人避難するかという一覧表であります。県はこういうプランを立てているわけですが、最大やっぱり大垣市なんですけど、大垣市の上から 3 段目、郡上市へも白鳥町、旧高鷲村、この 2 つの地域に 1,900 名の人々が避難していらっしやると。これを受け入れていただきたいということになっているわけなんです。

その場合、お断りしますというわけにはいきませんので、これをもしそうなれば受け入れなければならない。しかし考えてみますと、大変な事態ではないかと思うんですね。1,900 人の方を白鳥

のあるいは高鷲の中に受け入れる。これどうしたらいいんでしょうか、こういう計画は策定されているのでしょうか。そういう問題が出てきます。

避難計画の中で、県は次のように言っております。避難手段は緊急の事態ですので、バスを調達するとか大勢を一遍に運ぶという方法はこれは不可能でありますので、原則、自家用車等によると、そういうふうに指定をしております。そして避難経路所をどこかに設けて、この経路所に行った皆さんをお集めして、そこから避難所へ分散して移動させるようにしてほしいと。要するに中継地を設けなさいというわけですよ。

こういう方法で避難を受け入れるわけですが、一つ考えられるのは、大変な交通の渋滞が考えられます。県の指定では、白鳥インターから下りて行きなさいと。ということは、白鳥インターから最寄りのところに、この避難経路所というところを広い、車がたくさん止められるところをつくらなきゃならんと。ぱっと浮かぶのは、白鳥の西坂かなと思当たるわけですが、しかし、どこになるかは検討の要するところではありますが。

それから、2つ目ですね。そこからそれぞれの自家用車から降りていただいて、そこで恐らく名簿をつくらなきゃならんと思いますね。どこからどういう方が何人いらっしゃるのか、その方はどこへお運びするのかという。こういう手配も恐らくこれは市の仕事になると思います。

それから、どこへ行けばいいのか、避難所はですね。考えられるのは、一つは取りあえず宿泊施設、ホテル、旅館、民宿等。それから空いている賃貸住宅も考えられないことはない。もしそうならば、こういう事態にはこういうふうに協力をしていただけますかという契約が要るんじゃないかと、事前のですね。言ってみれば協定といったほうがいいのか、これが必要ではないかと思ます。

それから、臨時のテントも要るかもしれませんしあるいはテントを張ればそこに対する生活を支えるライフラインも必要になってきます。大変な準備をしなければならぬ。

それから、どれくらいの期間になるか、これもさっぱり見当が付きませんですね。長期に渡ることかどうなのか。そう短期で終わらんとは思いますが、問題は白鳥、高鷲というと積雪期はどうなるんでしょうか。考えれば本当にね、深刻な事態がいっぱいあるわけですが、これどういうふうに策定をされてみえますか。もし策定がされて見えなければ、これからどういう策定をされるのか。一応これは考えておかなきゃならんことだと思ますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えさせていただきます。

県の広域避難指針では、避難者が大垣市、揖斐川町、関ヶ原町で8万人と想定されており、のうち大垣市の方1,900人を白鳥町と高鷲町で受け入れることとしてございます。今ほどの資料もあつたとおりでございます。

避難ルートにつきましては、大垣市から高速道路で白鳥インターチェンジまで避難されますので、経路所はインターチェンジ付近の合併記念公園、道の駅清流の里・しろとり駐車場あるいは道の駅白山文化の里長滝駐車場などを想定してございます。

経路所から避難場所への移動方法はバスまたは徒歩となっております。バスでの輸送は県の支援もございますので、実際の受入れ人数や経路所から避難所までの距離など実情に合わせて対応していく必要があると考えてございます。

また、受入先は指定避難所を想定してございます。白鳥と高鷲の指定避難所数は合計で 47 か所、収容人数は約 6,600 人でございます。十分な収容が可能ということを考えてございますので、仮設テントでありますとかライフラインの整備は必要ないと考えております。

なお、地震などとの複合災害が発生し、指定避難所だけでは受入れが難しい場合につきましては、市内旅館等と避難者の受入れをしていただく協定を締結しておりますので、これら施設の協力も得ていきたいと考えてございます。

最後に、避難期間につきましては、事故等の規模により一概にどの程度という目安をお示することは大変難しいかと思っておりますけれども、ただ、避難の初期は風水害などと同様に避難所運営マニュアルを準用して市職員を中心に運営をしていく予定でありますし、長期にわたる場合は調整役であります県とも協議しながら運営していく必要があると考えてございます。いずれにしましても、原発避難は広域的な対応が不可欠なため、県と連携して対応を図っていくところでございます。

以上です。

(9 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） 指定避難所へ入っていただくと、それは 6,600 人の余裕があるという、これは従来の一時避難所などを含むわけですね。——あ、そこではない。具体的には指定避難所というのは洪水災害のときとは違う避難所を想定していらっしゃるという。すいません、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 指定避難所と申しますのは、主には体育館でありますとか公民館でありますとかそういったところでございますので、一時とは異なると御理解ください。

(9 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） 了解しました。体育館や公民館等ですね。6,600 人、白鳥と高鷲だけで人数的には十分対応できると思いますのでね。了解しました。

今まで、るる申し上げましたように、この原子力災害という災害は、洪水とか土砂崩れとかそう

いうの、局所的なものとはちょっと違っていて、地域一斉に大勢の人が一斉に移動しなきゃならん。我々にはちょっと過酷な事態になるかと思います。そんなことも含めて、まさかこんなことにはならんやろうという気持ちは一方でありながらも、先ほどのGX、こんな過酷な原子炉運転では大いにあり得ることやということを私たちは認識しておく必要があるのではないかと思います。

2つ目の質問に参ります。2番目は、会計年度任用職員の方、これは市の職員の方の任用の状況はどうなっていますかという問題であります。自治体の会計年度任用職員は全国で約90万人いらっしゃるということですね。自治体職員全体の20%は、この会計年度職員ということのようです。これは全国的な数字ですから、郡上市の場合はまた後から伺いたいと思います。

2020年度からこの制度が始まったんですが、当初の狙いは処遇改善が主たる狙いだと言われておったんですが、確かにそういう側面もないことはないけども、しかしそうではない面もやっぱりあって、その収入といいますか所得で見ますと、約6割の方が年収200万円以下だという統計があります。ということは、大変生活は厳しい、ぎりぎりあるいは一人ではなかなか難しいと言われるレベルではないかと。よく言われるように官製ワーキングプアという言葉がありますが、そうしたところがこの部分ではないかと思われまます。

さて、この契約期間は会計年度ですから4月から始まって3月末までということになるわけですが、政府のほうでは、これを更新するのは2回が大体限度ですよというふうに言っているようです。任用されて1回目、2回目の任用ですから、最後は3年間でおしまいと、一応そういうふうな何かルールといいますか規定があるようです。

ですから、この3月がちょうどその切りになる予定です。そうしますと、郡上市職員の会計年度採用者の初年度採用の方は、ここでお払いになるのかあるいは希望によっては継続されるのか。大変、所得が少ない上に不安定な身分ですので、その辺が大変大きな問題になっているようです。通称これを3年目の壁という言葉で表しているようです。

そこで質問ですが、この郡上市における会計年度職員の男女別の人数、女性が圧倒的に多いかと思うんですが、それから全職員に対する比率はどの程度でしょうかというのと。

それから2つ目には、こうした会計年度職員の方々の賃金や処遇、労働時間も含めて処遇はどのように決定し、または改善があるのか。

3つ目には、この任用職員の任用についてのルール、先ほど申しましたように3年目の壁というのはどういうふうに対応されるのか、どういうふうに対処されるのか。本人がヒアリングなどを行って継続して欲しいと言え、そのようになるのかならないのか。こういう3つの観点で伺います、お願いします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

臨時や非常勤の職員につきましては、適正な任用、勤務条件の確保といったことを目的に地方公務員法等の改正が行われまして、御指摘のとおり令和2年度から会計年度任用職員として任用することとされました。

本市では、それまで主に日々雇用職員として勤務をいただいておりますが、法改正に合わせまして条例規則を定め、同年度から会計年度任用職員として任用をしているところでございます。

会計年度任用職員には、パートタイムで勤務をいただく第1号会計年度任用職員と、フルタイムで勤務をいただく第2号会計年度任用職員の2つがございます。いずれも年度ごとに、次年度もその職が必要かどうかといった必要性の判断をいたしまして任用をするといったこととしております。

そこで、まず初めに郡上市における3年目の壁はどうかということについてお話をさせていただきたいというふうに思いますが、国が示しておりますマニュアルの中では、各地方公共団体においては、国の取扱いと同じ取扱いをしなければならないというのではなくて、ここからがマニュアルに記載があるところですが、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情に応じつつ適正に対応されたいと、こういった示しがされております。

したがって、本市におきましては、人口減少や少子化・高齢化等の進行によりまして、多くの職種において募集に対して、なかなか応募がないといったような場合もあるといったこともありまして、再度の任用の回数に制限は設けていないということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、御質問のございました3点についてお答えをさせていただきたいと思いますが、会計年度任用職員の男女別の人数、そして全職員との比率についてでございます。令和4年4月1日現在の人数でございますが、様々な勤務時間の方がいらっしゃいますので、共済の加入要件の一つであります週の労働時間が20時間以上の方、これはフルタイムの方も含まれますが——の人数で申し上げますと、男性が69人、女性が409人の合計478人でございます。全職員、これは正職員が869人ございまして、これに今ほど申し上げました会計年度任用職員の478人を加えますと1,347人になります。この全職員に対する比率は35.5%となります。

また、フルタイム勤務に限って申し上げますと、男性が4名、女性が48名、合計で52人ということでございます。同じように全職員、これは正職員が869人ですし、フルタイム勤務が52名でございますので、合わせますと921人になります。こちらに対する比率としては5.6%ということとなります。

2点目でございますが、会計年度任用職員の報酬等についてでございます。正職員の給料表を基礎として、その額は条例や規則において定めておるところでございます。第1号会計年度任用職員については、正職員との均衡、その職務の特殊性等を考慮しまして、職種の区分に応じまして時間給となる報酬の額を定めておるところでございます。このうち、医療専門職等の会計年度任用職員

につきましては、職務の特殊性などを考慮いたしまして、経験年数等を加味をいたしまして報酬を決定できるよう一定の幅を持たせて定めておるところでございますし、また任期の終了後再度の任用となる場合は、報酬額の見直し等も行っているというところでございます。

第2号会計年度任用職員については、職務の特殊性や複雑困難、また責任の程度、こういったところを勘案をいたしまして、月額となる給料の額を定めております。この場合、給料は経験年数を加味し決定しておりますし、任期の終了後再度の任用となる場合には、給料額の見直しを行うといったことも行っているところでございます。

また、先ほど処遇というところで勤務時間というところも御質問があったところでございますが、勤務時間につきましては、その職の必要性といったところにおいて、その勤務時間を短時間でパートタイムで行くのか、またフルタイムなのかというところが決定されるというものでございます。

そして、3点目でございます。会計年度任用職員の任期の終了後、再度の任用を行うに当たっては、対象職員の意向を必ず確認をするようにしております。

また、次の3つの条件を満たす会計年度職員について再度の任用を行うということとしておりまして、その3つの条件でございますが、まず1点目でございますが、会計年度任用職員については、国が示すマニュアルにおいて、任期ごとに客観的な能力の実証を行った上で任用することが求められると、こういうふうにされておりますので、毎年10月に所属長が会計年度任用職員の評価を実施をいたしております。そして、この評価の中で再度の任用に関する項目というもの設けておりまして、ぜひ任用したい、任用したほうがよい、普通といった意見が付された場合には、再度の任用ということを認めるようにしております。

2つ目は、任用通知書に定められた勤務日数の8割を勤務しているということを条件としております。欠勤等によりまして、8割の勤務に満たない場合は、原則として再度の任用は行わないということとしております。この場合の8割の勤務につきましては、労働基準法に基づきまして育児休業や介護休業などは出勤したものとみなしております。

そして3つ目でございますが、再度の任用に伴う基準の年齢というところについてでございます。再度の任用をしようとする年度の4月1日を基準日といたしまして、満65歳未満、これを一つの基準としておるところでございます。

なお、2つ目、3つ目の条件につきましては、職務の遂行に一定の専門知識や経験等を必要とするなど特別な事情がある場合においては、この限りではなく、事前の協議によりまして再度の任用を認める場合もございます。このような方法で制度を運用をしておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） ありがとうございます。お伺いますと、意向をちゃんと確認されて、今の再任用の3つの観点も、非常にそういう点では妥当ではないかと思えます。ぜひとも公務員は住民サービスの仕事として、やっぱり継続性や専門性を大事にしなきゃならんと、そういう観点からもできるだけ長期に安心して働ける体制をこれからもつくっていただきたいと思えます。

時間はございませんが、最後に一つ。これは直接的な関係はありませんが、一つは、やっぱり圧倒的に女性が仕事多いということですね。女性の比率が高い。この女性の比率の高いのに正規の職員と非正規と言いますね、この会計年度も含めて非正規の職員の結婚率と、それから子どもを持つ率が非常に低いというデータがあるわけです。そうではない正規の職員に対して、約半分以下になっていると言います。なかなか結婚しにくいとか、それから子どもを設ける機会がない、これはデータ的に出ているわけです。

だから、少子化の大きな要因は、この不安定な雇用形態、生活安定しない、郡上市に限ったことではありません、全国的ですけども。でもこれも、やっぱり郡上市も大いに考えていき、可能な限りやっぱり正職員。そして会計年度も大いに安心して働ける体制をぜひともつくっていただきたいと思えます。

想定どおり3つ目に参ることができませんでしたので、また次回に回させていただきます。御了承をお願いします、すいませんでした。御丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

（午後 1時40分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 森 喜 人 議 員

○議長（田代はつ江） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 通告に従いまして、一般質問をしたいと思えます。

ワールドベースボールクラシックという話が出ておりましたが、私は、やはり佐々木朗希と大谷選手ってすごいなと思っていますが、今から12年前に大震災があったわけですが、私は彼らのバックには、本当にそういったものの悲しみを背負っているんだなということを非常に感じています。非常にかっこいいだけではない、またプレーが上手いだけではない、やはり心の中に、そ

う人たちのために頑張ろうというふうな気持ちがあるだろうなということを思っておりますが、ぜひ優勝してほしいというふうに思います。

さて、今日は、さらに深まる介護社会に向けて、パート3ということでございます。パート1は、9月議会、おやじヘルパーズの質問をしました。今年度の事業の中に導入をしていただいて、先ほども実はお話をしておったのですが、もう既におやじヘルパーズで頑張っておられる方がみえるということがありました。私が探してもみえなかったのですが、やはり市がやると話が早く進むなと思っておりますが、そうした方々の話を聞きながら、これから多くの方々がおやじヘルパーズとして活躍してほしいというふうに思っております。

そして2回目は、介護民族学という質問をしました。これはやはり介護者の尊厳ということですが、そうしたことをテーマに話をさせていただきました。

今日は3回目ではありますが、介護のプロを目指してということですが、介護のプロを目指してということなのですが、スタートは1998年に発表されました社会福祉基礎構造改革というのがスタートである。この国の社会福祉システムが、かわいそうな人をお上が面倒を見てあげるといような発想の措置制度から、契約に基づいたサービス利用制度へと移行することになりました。福祉関係者にとって、事務改善やサービス向上の努力が欠かせないということになります。施設利用者をお客様だとか御利用者様というふうに呼ぶようになったこともありますけれども、実態がなかなか伴っていないのではないかとこのように思っております。

介護福祉制度が制定されてから、2000年ですが、ほぼ四半世紀が経過をいたしております。初期に学んだ人は技術面において古くなっているのではないかと、また施設ごとに課題を抱え込んでしまっているのではないかと、また閉鎖的になっているのではないかとというようなこととか、また特に優れた人材の評価がなされているのだろうか、どこにそういった優れた方々が見えるのだろうか、また郡上市で共有できる人材がいらないのだろうかというようなことを含めまして、介護福祉制度が制定されてから四半世紀、まさにこれまでの振り返りをして、今までの課題等を見つめ直し、飛躍すべき時が来ているのではないかとこのように思っております。

それで、私、ある郡上市の福祉を非常に一生懸命考えておられる方から一つの本を紹介されました。この本は、久田則夫さんという、この方が書いた「できる福祉のプロになる現状打破の仕事術」という本です。この方の紹介をしてみたいと思いますが、これが2007年に書かれたもので、それから、その後、私、この2つを買って、これが2016年、それから2022年と、もっとたくさん本を書いてみえます。やはりどんどん時代とともに、年代とともに、少し内容が変わってきておりますけれども、今回は一番古いものを題材にしてお話をしたいと思っております。

この久田則夫さんという方は、今は日本女子大学の人間社会学部の教授をやっておられます。この方も、これは老人福祉というわけではなくて、いろんな福祉に関わりたいということで、福祉の

世界に入ったのですけれども、ある、本当に先見の明のある方、ある福祉施設の理事長さんから、福祉の現場で的確なアドバイスができる人がいないということをおっしゃられて、そして彼はその理事長さんのバックもあって、1987年、イギリスに留学をされて、1994年に大学教授に転身、年間50か所の現場職員を指導されるということでありまして、この介護保険とともに、日本の介護に携わってきた方なわけでありまして。

恐らく、この久田さんだけではなくて、全国でこういった方々はたくさん出ておられるんでしょうし、また久田さんが言われるには、優秀な人材もどんどん各現場で出てきているということをおっしゃられます。

実はこの方、御存じの方もみえるかもしれませんが、15年前に郡上に来ていただいているのです。実は途中で帰ってしまったわけですが、やはり15年前ではちょっと時期尚早だったんだなと私は思っておるのですけれども、そんな方でありまして。

そして、この久田さんが講習をされるときに、一番最初の質問は何かというと、あなたはプロとして使命感を持って仕事をしていますか。これが最初の質問なんだそうです。

そこで1番目の質問ですが、介護のプロを目指してということですが、介護のプロとは一体何なのかということなんです。そして、この郡上の中で、介護の仕事を目指す個人、それから施設、そして社会福祉協議会、さらには行政、郡上市として、それぞれにおいて、そういったプロ意識、プロを養成するといった意識を持って取り組んできたかどうかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

御質問の趣旨は、介護職が介護のプロになるという自覚を持って成長していくために、その目指す姿が明確でなければならないということかと思ひます。

現状を申し上げますと、市として介護職確保対策を進める中で、必要な介護人材の量的な水準を提示することや、介護保険の適正化の取組の中で事業所に対し法令遵守に関する指導を行うようなことはありますが、人材育成の観点から、民間サービスを含めた介護職の資質に踏み込んで明確に目指す姿をお示しすることまでは実施できておりません。

原則論を申し上げますと、各介護サービス事業所は、介護保険法により、報酬として保険給付を受けている立場から、法の趣旨に従って要介護状態等にある利用者の要介護状態の軽減、または悪化の防止を目指し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、それぞれの法人理念・経営理念を掲げ、サービス提供をされておられます。各事業所では、こうした理念に基づき、人材教育・人材育成が行われており、その中で介護職の目指す姿があると思ひます。また、そうした

ことが事業所の特色となっていると思います。

しかしながら、郡上市全体でレベルアップを目指していくためには、御提起のとおり、目指すべき人材像が関係者全体で明確に共有されていることが望ましいと考えられます。そして、その人材像は、普遍性が高く、全ての事業所の納得が得られるものでなければならないと思っております。

国では、平成 24 年度から、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を創設し、普及に取り組んでいます。これは、介護のプロフェッショナル人材の育成の手法として、実践的スキルの向上を客観的な指標により行うもので、レベル1からレベル4まで評価基準が設けられています。レベル認定は、知識と実践的スキルを日頃の業務内容を見て評価する仕組みになっており、レベル1では職業準備教育を受けた段階、レベル2では一定の指示の下に、ある程度の仕事ができる段階、レベル3では指示などがなくても一人前の仕事ができる段階、そしてレベル4がチーム内でのリーダーシップを発揮し、部下に対する指示・指導ができる段階とされています。さらに、介護保険制度では、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算を設け、優れた人材に対する賃金改善や研修の実施など、キャリアアップに向けた取組等を算定要件にすることで、事業所の取組を推進していますが、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を導入している場合にも算定要件を満たすとされています。市といたしましては、介護プロフェッショナルキャリア段位制度といった明確な基準のある評価制度の導入など、介護職のキャリアアップ支援を行うことで、介護職の目指す姿について、個人、事業者、市が共通認識を持てるような環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。国は非常にしっかりと取り組んでいただいているということだと思います。

この久田則夫さんが書いたものがあるのですが、福祉に携わる人に対して、目指すべきところ、福祉以外の領域にある人が職員の接遇姿勢や支援姿勢を見たとき、福祉職員はすごい、さすがだ、福祉専門職として働く人はすばらしい、私は全く異なる産業種別で働いているが、あの姿勢を見習いたい、人間としてあるべき姿を示しているなどと、よい意味でのサプライズを生み出すようなサービスが提供できているだろうかということを言っているのです。ですから、介護に携わる人が、私も見ていて本当にすばらしいと思います。本当に嫌なことをやられるのですけれども、そういう姿を見ていて、本当に頭が下がるといいますか、そういう状況だと思います。

本当に努力をしていただいているわけですが、その中で2番、3番、まとめて質問をしますけれども、研修会の現状と工夫、それから意義・目的というようなことなのですけれども、先般、委員会のほうで質問もしたのですが、おやじヘルパーズになりたいという人が仮にたくさん出てきたときに、早く取得しないとイケないのです。やはりお金も必要だし、早く取得して、現場に人材を給

供するためのカリキュラムの見直しということを検討されておられるのか。また、市外からのプロの講師だとか、そうした本を読むことへの奨励とか、そういうことをしておられるのか。それから、特にストレスの多い仕事ですので、ストレスマネジメント研修等は充実しているのか。

この久田さんが言われるには、研修会の意義・目的というのは、ただ技術を学ぶだけではなくて、仲間をつくることだということです。いろんな施設から来る人たちと交流をするわけですが、同施設の中では言えないこともあると。また、広い人間関係を築く。これがやはり研修の意義でもあるんだと。これは現実的には、多分、大変な問題を抱えているかもしれません。やはり情報が漏れてしまうようなことも考えているかもしれませんが、そうしたことも乗り越えたほうがいいなというふうに私は思っています。

3番目の質問です。技術を競う大会をということで、私は、ある夜、夜中にテレビでケアの技術を競う番組を寝ぼけて見ていたのです。それでいろいろと調べてみますと、五、六年前からでしょうか、もっと前からかもしれませんが、介護技術のコンテストをやっているのです。これはユーチューブにもたくさん載っています。そうしたところを見ると、高校であるとか、県単位でもやっていますし、全国大会もあつたりするのです。この大会というのは、何を競うかという、もちろんお風呂に入れるとか、排泄の処理だとか、食事だとか、そういうことよりも、お客様と一体化して話をして、そして心を癒やすというか、そうしたことのほうが難しい技術といたしますか、評価されるということなのですが、そうしたことをやっているわけです。私はこれをやることによって、施設、それから個人の自信にもつながりますし、やりがいにもなるのではないかというふうに思います。それから、郡上市で大会をやって、ビデオで撮って、それを各施設に見てもらおうということも必要だと思います。そうしたことの大会ができないかどうか、そういうことについてお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは最初に、介護職員初任者研修についてです。この研修は、基本的な介護を実践するために、必要な知識、技術を習得することを目標としているもので、合計 130 時間の講義と演習で構成されています。そのうち最大合計 40.5 時間については、通信の方法によって実施することができるものとなっており、県内でも通信併用形式を採用している研修事業者があります。通信を併用する形式は、総じて短期間で資格取得が可能な場合が多く、最短で1か月で修了可能なものもあります。

市内における研修の実施状況につきましては、一般向けに郡上市社会福祉協議会が実施しているほか、郡上北高校のデュアルシステムの中で、国保白鳥病院が実施しています。一般の方は社協の研修を選択されることとなりますが、通学形式を採用しており、御指摘のとおり、修了までに4か月を要しています。社協による研修の過去5年間の修了者は62人ですが、その中には福祉関係の

事業所で働きながら受講された方が 31 人含まれており、その割合は 50%となります。こうした状況から、一定数の方にとっては短期集中型よりは現在実施しているような一定のインターバルを持った研修日程のほうが、仕事と研修とが両立しやすいと考えられます。一方で、短期集中型で受講したい方のニーズもあるかと思しますので、市におきましては、県内の短期集中型研修の情報提供に努めるとともに、市外の研修実施事業者が短期集中プログラムを市内で開催する可能性を探りながら、介護の仕事に関心を持った方が短期間で知識等を身につけて、不安なく現場で活躍していただけることを想定した支援の方法を幅広く考えていきたいと思います。

また、介護職は感情労働者であり、高いコミュニケーションスキルや感情をコントロールするスキルを身につけておく必要があります。これは高度な技術であり、個人の努力だけで習得することは難しいと考えます。市では、高齢者虐待防止研修という位置づけではありますが、県のアドバイザー派遣事業を活用し、公認心理士を講師に招いて、介護職のストレスマネジメントについて、令和元年から毎年研修会を開催しています。市内の介護関係者を広く対象とし、ストレスや怒りに振り回されないセルフケアの方法を学んでいただいております。参加者は延べ 188 人に上ります。今後も引き続き、このようなストレスマネジメントの学習機会の充実を図っていきたいと思います。

また、悩みを抱える介護職が職場外で語り合える場についてですが、郡上市医師会への委託事業である在宅医療介護連携推進事業の中で、ケアカフェという場があります。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができておりませんが、福祉関係者の顔の見える関係と日常のケアに関する相談ができる場を目指しており、仕事終わりに立ち寄り、飲み物を片手に対話ができる設定となっています。この事業は、介護サービス事業所の職員有志により企画されており、オンラインでなく、実際に会って話をすることが重要とされていることから、現在、開催時期を見定めているところです。

そのほか、特別養護老人ホームや通所介護事業所、訪問介護事業所といった業態別ではありますが、それぞれ連絡会があり、定期的に事業所の垣根を越えて交流が行われています。こうした場においては、特に介護人材の確保に係る課題や対策について情報交流が行われていますが、人材育成やスキルアップの観点からは、合同の研修会を開催するなどの事例もあります。市においては、こうした場が介護職員の技術の向上や悩みの解消に向けて有効に活用されるよう、一層の支援に努めていきたいと思います。

そして、3点目の介護技術を競う大会につきましては、幾つか事例を調べてみましたところ、御質問の例に挙げられました全国大会のほかに、都道府県や介護サービスを提供する法人単位で開催されているものもあり、近県では三重県、愛知県、新潟県等で開催されているようです。

一方で、現在のところ市町村単位で開催されている事例は確認できておりません。具体的な例を申し上げますと、一般社団法人三重県介護福祉士の主催により行われております三重介護技術コ

ンテストは、介護技術の向上のほか、介護の仕事のやりがいや魅力を広く伝えることを目的としています。実際に働いてみえる介護職員のほか、県内の養成学校で介護を学んでみえる方が参加されています。直近では令和4年11月13日に開催されており、感染症対策としてウェブ開催の形式が取られました。テーマを認知症のある利用者さんへの介護とし、参加を募ったところ、40以上の施設や学校から申込みがあり、介護の実技を撮影した動画の応募があったようです。施設部門と学校部門に分けて、1位から3位までの順位がつけられ、評価のポイントとともに動画が公開されています。

次に、愛知県の主催により行われています愛知介護技術コンテストも同様に、介護技術の向上と職員のモチベーションの向上、そして介護の仕事を県民にPRすることを目的としています。直近では令和4年11月20日に集合形式で開催されており、書類審査を通過した10名の参加者が技術を競い、グランプリと準グランプリが選出される形となっています。

最後に、新潟県から公益社団法人新潟県介護福祉士会へ事業委託をして行われています新潟県介護技術コンテストについては、個人に対する評価ではなく、2名を1チームとして評価を受けるといった特色があります。直近では令和4年10月29日に集合形式により行われています。

このような介護技術を競う大会につきましては、介護職の技術向上の動機づけや事業所内の一体感を醸成する契機となり得ること、そして広く一般に大会の様子を知らせることで、介護職の魅力を発信できることなど、大きな意義があるものと考えます。

当市で開催してはどうかとの御提案でございますが、実施に当たっては事業所の協力が欠かせません。慢性的な人材不足や長引く感染症対策で介護事業所にこういったコンテストへ向かう心理的な余裕があるかどうかにも配慮が必要かと思われますので、市内の事業者の意向をよく確認しながら、検討してまいりたいと思います。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） もうやっていただけるものかと思ったら、最後がそういう答弁なんです。ただ、私は、やはりやれるところからぜひやってほしいなというふうに思います。そうしたら、どんどん参加していただけるのではないかなと。確かに現場は大変です。現場は大変ですが、ただ、働いているスタッフもローテーションの中に入ると、自分でしか判断できないのです。判断できるようにならなきゃいけないのですけれども、学ぶものがないので。このローテーションの中に入ると、大体1人になるんです。夜でも1人ですよ。夜、9人くらいの人を1人で面倒見なきゃいけない。これを何にも学ばずにやるなんてことは、はっきり言ってひどいことです。初任者研修を受けて、すぐやるようになる人もいます。これはもう大変な、ひどい労働です。そういうことがないように、ぜひ研修会を持ってほしいし、ぜひ介護技術コ

ンテストを郡上市で取り組んでいただきたいというふうに思います。

4つ目に入りたいと思いますが、振り返りノートとか連絡帳、年間目標ノートなどの活用ということで、こういったことの研修会もぜひやってほしいということなのですが、さらには、研修会のうちに入っているかもしれませんが、これを書いた久田則夫さんという方は、振り返りノート、連絡帳を見れば、介護施設のレベルが分かると言うのです。レベルが分かっちゃうと言うんです。だから、郡上にそこまで見れる方がいるかどうか分かりませんが、そういったことで、こういった貴重というか、大切な振り返りノート、連絡帳のつけ方といいますか、そういうことをぜひきっちり学ぶことが必要ではないかなというふうに思います。丁寧な人材育成は丁寧な介護につながるということで、よろしく願いいたします。

それから、介護を1人でやっていると、結構、入所者の方に対して言葉で言うてしまうこともあるのです。誰も見ていませんから、やっちゃうわけです。それが普通だと思っちゃうので。そうしたことの言葉に対する教育というものも必要だと思います。いずれにしても、こういったことに振り返りノート、連絡帳、年間目標ノートの活用ということでお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、今般の質問を受けまして、介護職の人材育成の実情について、一部の事業所に聞き取りを行いましたので、一例として御紹介をさせていただきます。

当該事業所は、複数の介護サービスを経営していることから、事業者の目標に沿って、部門ごとに年間目標を設定しています。その部門の目標に沿って、各事業所の目標が設定され、職員はその事業所の目標を達成するために、個人が取り組むことを具体的に目標設定することになっています。実施期間は、5月から翌年1月までとなっております。期首面接を管理者が行い、その職員の実情に合った目標設定となっているかなどを確認し、伸ばしたい能力やサービスの質向上に関する内容について、各自で取り組みます。10月には、中間面接を行い、達成状況を確認し、助言がなされ、2月に期末面接を実施し、達成状況を確認しているようです。この一連の流れと内容、達成状況を1枚のシートに記録していくことで管理しておられます。こうした取組は、サービスの質の向上にも寄与する取組であることから、多くの事業者が同様に目標管理に基づいた人材育成に取り組まれることが望ましいと思います。

一方で、御質問にありました振り返りノートというものは、介護職員個人として日々の目標を立て、その日の仕事が終わったら達成状況を振り返り、改善につなげるといった日常的に使用する人材育成ツールであります。郡上市の介護現場において、こういったものが使用されているかという点については、現在のところ、はっきりとした確認はできておりませんが、業務日誌の記入や介護記録といったものは、全ての事業所で日常的に行われていますので、介護に当たった職員の所見や反省事項などの記載記録内容を指導者が確認し、人材育成につなげるといった工夫はあろうかと思

います。

制度的な観点からは、こういった介護職員の人材育成に積極的に取り組んでいただくために、介護報酬の側面から後押しするのが介護職員処遇改善加算になります。加算の算定要件として、職員の資質向上に関する取組が求められているところですが、市内の介護事業者のほぼ全てがこの加算を算定していますので、全体として事業者が人材育成に関して積極的に取り組んでいることがうかがえます。

また、介護方法の標準化については、先ほども御紹介しましたが、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を導入することで解決できるというふうに考えます。令和3年度、老人保健健康推進等事業により、一般社団法人シルバーサービス振興会が行った調査によりますと、このキャリア団員制度に取り組んだことにより、事業所内の介護方法や指導方法の標準化が図られたり、職員のモチベーションが上がったりといった変化が見られていると報告されています。特に、小規模な事業所においては、組織力を生かした人材育成が困難な状況や、育成の仕組みづくりに当たって迷っておられる状況も考えられますので、市において事業所の状況をよく確認しながら、こういった既存の有効な仕組みの利用に関する啓発も含め、郡上市内のサービス事業者の人材育成が適切かつ効果的に行われるよう支援していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。本当に優秀な人材を育てるということで、頑張っていたきたいと思います。

やはり指導力といいますか、指導者のチェック能力といいますか、そうしたことが非常に大切だと思いますので、どういうふうな状況なのか、私は全く分からないのですが、しっかりできているところはできているかもしれませんが、できていないところはできていないかもしれません。分かりませんが、ぜひ市もしくは社会福祉協議会のほうで、しっかりと指導できる体制を組んでいただきたいなというふうによろしく願いいたしたいと思います。

それでは、5つ目、全く趣向の違う質問なのですが、全く違うことはないですが、市長に読書と老後ということでお聞きしたいと思います。実は、私にも面白い本をいつもくださるといいますか、ちょっと前までは、もう読んだらお返ししておったのですが、今はもういらんで、あげるということでもらうのですけれども、80歳前後の大先輩がいるのですが、この方は本をずっと読んでこられて、これ、夜中に読めよという感じで貸してくれるのですけれども、この方は、サラリーマンとか、そういうことではなくて、どちらかというと、アルバイトのような感じで働いておられて、時間的にはかなり余裕のある方だと思うのですが、大体、年を取って、仕事が終わると、時間に追われてきた世界から、時間にとらわれなくなる世界に入っていくと思うのです。その時間

をどういふふうにか、畑をやりたいとか、山をやりたいとかという方もみえるでしょう。また、読書ということもみえると思うのです。そういった方々がこれから増えてくると思うのです。

そういう中で、この質問をやはり市長にしておかなきゃいけないと思って、今日質問させていただくのですが、老後、仕事が終わって、時間がかなりゆっくりな時間になってきます。そういったときに読書にどういふふうに向かうのか。もしくは、もっと言えば、介護施設に入って、認知症になられる方は、多分、本をあまり読めないと思うのですけれども、そうでない元気な方も実はみえるのです。95 になっても元気な方もいますし、頭がバッシリした人もいますから、そうした方々は本を読まれるかもしれませんが、そうした方々も全部含めて、読書と老後ということで、市長に答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答をいたしたいと思いますが、どのようにお答をしたらいいのか、ちょっと分からないのですけれども、読書という本を読むということですが、これは読書が好きな方にとっては、今おっしゃったように、日頃なかなかゆっくり本を読む時間がないというようなことで、ぜひ時間をつくって、あるいは時間ができたら読書がしたいなど、かねがね思っておられるということもあると思います。そういう意味では、特にいわゆる現役時代から高齢になって、さらに読書に親しみたいと思われる方が非常に多いのではないかとこのように思っています。

お伺ひしたのですが、この前 107 歳でお亡くなりになりました高鷲の福手豊丸さんは、御家族の話によりますと、もう本当に 100 歳を超えても、毎月毎月の総合月刊誌を隅から隅まで読んでおられたと。すごいことだなというふう感じておりましたけれども、そういうように、本当にいろんな意味で知的な好奇心であるとか、いろんな自らの楽しみ、そういうようなことで読書を楽しめるということは非常にいいことだし、ありがたいことだというふうにお思ひしております。

私も、でき得れば、そのように読書を楽しみたいというふうにお思ひしておりますが、今、前段のほうからのお話の中で、特に高齢で介護をお受けになられるような立場になる方もいらっしゃいますし、デイサービスで、通所でお通いになる方もいらっしゃいますが、そういうような方も、大切なことは、やはり読みたいと思われたときに、手軽に読書ができる環境を整えるということは非常に大切なことかなというふうにお思ひします。市の図書館のほうへお聞きいたしましたら、今、本館であるとか、八幡の分館であるとか、そのほか高鷲や明宝の分室等では、それぞれの地域の福祉施設に図書館の職員が自ら出向いて、一定の期間に一定のまとまった本をお届けをして、またそれを入れ替えるというような形で、本を読みたいと思われる方に図書を提供しているというような動きを既にしてくれているということで、私はこれは図書館の一つの使命として、いわゆる福祉と連携した非常に大切な仕事だなというふうにお思ひしていますので、これが全市のにも、こういう環境づくり

というものがやればよいなというふうに思っております。これはまた教育委員会のほうにいろいろと御検討を、さらに今の現状を活発にしてもらえるようお願いをしたいというふうに思っております。

また、特に高齢になられて、介護を受けられるようになってからは、なかなか自ら読書をするということが困難になってこられる方もいらっしゃると思います。そういう方には、また市の図書館のほうで、そういうケアを受け取られるような方向けの紙芝居が幾つかのタイトルの下に備えてあるそうです。そういうものをお貸しして、施設の職員の方が、まさに介護のプロの方が、読み聞かせのような形で読んで見ていただくというようなことも非常にいいことなのではないかなというふうに思っております。

それから、私自身も感じているのですけれども、高齢になりますと、やはり脳の働きがだんだん思わしくなくなるということと、問題は目です。視力。こうしたこともあると思います。市の図書館には特に細かい字がなかなか読みづらいという方には、大活字本という、普通の活字よりは大きな本もあるそうです。ただ、これは量的に、あるいは質的に十分ということではないかというふうに思っていますが、私、記憶があるのは、岐阜市に住んでいたときに、岐阜市の図書館にはかなり大活字本の書架があって、そのころはさすがにそれを借りたわけではありませんけれども、そんなものもあるなということを感じておったところでございます。

いずれにしましても、この読書というものが人生を豊かにしてくれる、あるいは老後になっても、いろんな意味で、健康、食事、その他趣味等々、そうしたことに対する情報も豊かに与えてくれるものではないかというふうに思いますので、意欲のある読みたい方には、そういうニーズにできるだけ何らかの形で環境を整えるということは大切なことだというふうに思っていますので、公的に、市として、どのようにさらに充実できるかということについては、教育委員会ともよく御相談をしてみたいというふうに思います。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。非常に示唆に富んだ御答弁でありがたいなと思いました。図書館と連携をしていただけるということですし、ぜひ施設の中にも、そういった本を備えていただきたい。そして、できれば介護に携わる人たちに対する本もたくさん置いていただければなというふうに思ったりしています。紙芝居、大変いいなと思いました。ぜひやってみたいなと思いますし、また大活字本もぜひ増やしていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと広い、大きな質問になってしまいましたが、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

（午後 2時29分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 菫 島 もとみ 議員

○議長（田代はつ江） 5番 菫島もとみ議員の質問を許可いたします。

菫島もとみ議員。

○5番（菫島もとみ） 失礼します。議長の許可を頂きましたので、通告に従いまして大きく2つの質問をさせていただきたいと思っております。

小学校の卒業式が来週に迫りまして、久しぶりにこれは桜の下での卒業式かなと、父兄じゃないんですけども何となく浮き浮きしております。

桜とは別に、シーズンががらっと過ぎてしまいましたけども、第1項目の融雪剤散布の有効的活用を、使用をということなんですけれども、今年の冬ですけれども、雪国ですから仕方ないとはいえ、大寒波が押し寄せてまいりまして、雪も北部しっかり降りました。

除雪の会社にとっては非常に大変な仕事で、早朝から御苦労に預かってもらいまして、本当にありがたいと思っております。

ただ、よく冷えた雪を除雪した後というのは非常に滑りやすい状態になります。要は、雪を圧雪した状態で、スケートリンクを十分つるつるに磨いたような形になってしまって非常に滑ります。

私たちは昔から子どもの頃から雪には慣れとるとは言っても、やはり凍結した後の除雪の後の圧雪は非常に滑りやすいということは分かっておりますが、今は融雪剤といいますか、凍結防止剤というのがまかれておりまして、雪が残っていても除雪してあれば何となく油断をしてしまうのが実情です。

油断をしてはいけないと思いながら、あそこは滑りやすいなどと徐行をするにもかかわらず、一旦滑り出すとどこまでも滑っていくような状態を私のみならず多くのサラリーマンの通勤の方々が体験しております。

そこで、融雪剤の散布というのはどのようにされているのかといいますか、もちろん車が通るところにはくまなく散布していただいていると思うんですけども、その散布する時間帯ですとか場所ですとか、どうかすると全く散布していないのかと思えるような場所もあちこちから聞かれますので、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、お答えをしたいと思います。

凍結防止剤の散布ということでございますが、基本的なこの部分につきましても踏まえまして御回答をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

道路の凍結によりますスリップ事故を防ぐために、国・県・市におきましてはそれぞれの所管します道路の凍結防止剤の散布を行っておるところでございます。なお、縣市連携によりまして、この協定の中で一部の路線につきましましては市道を県が実施する、県の管理する道路を市が実施するという路線もございます。

凍結防止剤というものは路面の水分の凍結を抑制するという目的にした薬剤で、道路の凍結が予想される場合に事前に散布することを基本的な使い方としております。

市では、塩化ナトリウムと塩化カルシウムの散布剤を使用しておるところでございます。この2種類の散布剤でございますが、塩化カルシウムはどちらかという速効性が高い、塩化ナトリウムは持続性が高いというような特徴があります。塩化ナトリウムは速効性ではカルシウムよりは劣りますが、凍結防止効果、これにつきましてはマイナス 20 度までが同等でありまして、時間の経過とともに効果が増すということから長時間で見ますと塩化カルシウムを上回るということから、現在はこの塩化ナトリウムを主に使用をしております。これは、県におきましても同様の取扱いをされているというふうに向っております。

こういうことから、今までもそうですけど、いわゆる通常用語としまして、以前は融雪剤散布というような言い方をしておりましたが、現在は凍結防止剤というような用語の使い方しております。

この凍結防止剤の散布業務でございますが、これは各地域ごとに南地域を除く 6 地域、ここで全部で 11 社にこの業務を委託しております。

市道への散布につきましては、県の散布基準と同様に県が設置をされます凍結センサー、これの観測値が気温で 2 度以下、路面の温度が 1 度以下、あわせましてその状態が湿潤であるといった大きく 3 つの点、これによりまして満たしている場合は出動と。また、これ以外にももう既に凍結が発生している場合、こういった場合にも出動することになっております。

なお、この出動条件に満たない場合であっても、それぞれの道路の状況、そういったものを見まして個別に散布を依頼するという場合もございます。

この散布の方法ですが、基本的にはですけど、全路線に散布をするのではなく、橋梁であったり坂道、カーブなどの凍結の危険性の高いところ、こういったところを中心に、あわせまして事故の多発箇所、そういったところにも散布をするようにしております。

散布の時間帯ですが、これには特に定めはないわけですが、先ほど言いましたような基準も含めまして、通常でありますと温度が下がります朝、夕方の2回の散布、これを実施することが多い状況であります。ちなみにですけど、今年度12月と1月累計をしますと約1,200時間の出勤を確認しているところでございます。

また、これとは別ですが、トンネルの出入り口、こういったところには市内で6か所の市道には自動の凍結防止剤の散布機も設置をしている状況です。

市では、毎年降雪の前に除雪業務を委託します全社を対象に除雪会議、これを各地域単位で開催しております。凍結防止剤の散布も含めまして、除雪体制の構築であつたり作業に関する注意事項、こういったものの確認や指導を行わせていただいているという状況でございます。

この凍結防止剤の散布も含めまして、市道の除雪の対応はこれは市民の方々の生活を守るために必要不可欠な業務でありますし、お話のありましたような状況も踏まえまして、今後も受託する業者と連絡を密にしながら除雪体制の維持に努めてまいりたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

除雪業者の方々、散布業者の方々、非常に本当に早朝から御苦勞に預かっただいで私ども全く助かっております。

助かっている反面、信用しきって散布してあるだろうなんて考えるのもそれも間違いなんですけども、怖いのは雪がなくてもよく凍結した場所は滑るということで、ドライバー自身も気をつけなくちゃならないということで、来期からまた業者の方々よろしくお伝え頂きたいと思ひます。

大項目の2つ目になります。

昨年10月14日に白鳥小学校3年生、31人なんですけども、向小駄良のさくらパークでデイキャンプを行いました。このデイキャンプなんですけども、当初は公民館が主体で土日に父兄共同でやろうかという段取りをしていたんですけども、企画していましたが、学校側の強い要求というか希望がありまして、できるだけ子どもたち、31人なんですけども、全員が参加できるようにということで、平素の学習時間を1日削っていただきまして催しました。

催しましたところが、87名の参加、保護者がほとんどといますか、とそれから各地区の自治会長、公民館の主事たちがみんな集まって朝から薪を割ったり、火をたいて飯ごうをやったり、カレーライスを作ったり、お母様方も大勢来ていただきましたので手伝っていただき、非常に楽しい時間を過ごしました。

その子どもたちの状況を、私たまたまそのとき遺族の追悼会、大和でありまして喪服を着て現場

へ駆けつけて見ておりましたら、本当に楽しそうにその一通りの作業をやっている様子を見ました。

子どもたちが楽しむ様子というのは、私でもあまりそう最近では体験できないんですけども、子どもたちが楽しんでいるかなとって、後からちょっといろいろと聞いてみたんですけども、どちらかという保護者の方々のほうが非常に楽しんでたという感じを受けました。

やっぱり各家庭子どもたちが見えるんですけども、ああやって大勢の子どもたち、大勢の保護者の方々たちと一緒に作業をするという機会がなかなかないということを感じましたし、もっと思ったのはその公民館の主事の方々ですけども、実は最初この企画をやるときに、「どうしよう、飯ごうはないし、鍋をどうしよう、薪はどうやってやろうか、指導者がいるのか」ということでいろいろと相談を受けました。

どうやってやったらいいのかというのは、公民館自体がもう素人といえますか、初めての経験で何も分からない状態だったんですけども、何やらみんなで集まって始めてみれば意外と楽しく事が進んでいたということ。

子どもというのは、やっぱり年寄り衆、私ら 60 過ぎた者からしてみたら子どもの声というのは日々の生活に非常に活力をもたらしてくれるという、いかにも夏休みなんかでもそうですけど、外で子どもの声がしないというのはこの地域はもう駄目じゃねえかと落ち込んでしまう年配の方々も見えるぐらいです。やはり、子どもたちと広い範囲での人たちの地域の方々との交流というのが大切じゃないかなというふうに思っています。

これから、今回は3年生を対象でしたけれども、できることなら1年生、2年生、どの学年においても、そしてまた幼児の家庭においてもそういった試みができないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。お願いします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えをさせていただきます。

今回の取組について白鳥小学校に聞きましたところ、当初は公民館のほうから子どもたちが楽しめる活動ができないかというようなお話があり、そこで公民館長さんと校長さんが相談をして学校と地域が連携して取り組むデイキャンプを計画されたそうでございます。

最初公民館の人が要望していたのは、休日のデイキャンプを開催をと思ったんですけども、それだとやっぱり御家庭の都合などで参加できる児童に限りがあるという考えから、学校のほうは校内でも年間の計画があるんですけども、その行事をこうバランスを見ながらこの学年ならというようなことで、学校行事とバランスを取って今回は3年生のPTA親子行事ということで平日に授業日に開催をしたということでございます。

このことは、郡上市がコミュニティ・スクール、これを目指している、学校と保護者、地域が連携した活動の一つと言えると思います。

白鳥小学校の学校運営協議会のメンバーには自治会長さんや公民館長さんなどが含まれておりまして、その方々が中心となって、聞きますとデイキャンプ実行委員会というのが作られて、そしてとにかく地域でこの活動を盛り上げようという流れになったということでございます。

実際の活動としては、先ほど議員もおっしゃいましたけども、実行委員会の方々が地域の方々にチラシを配布しまして、そして支援を募ったそうでございます。そして、御家庭にあるジャガイモやニンジンや玉ねぎなどの野菜の提供を受けたり、それからそういう活動を手伝ってくれるメンバーを募ったりして学校と地域が一体となった取組というふうになっていったそうであります。

学校と地域が連携して企画・運営し、参加者全員それぞれがそれぞれの立場で当事者意識を持って取り組めたと。そういうことで、全員が満足できた活動になったということを校長からも伺っております。

こぼれ話というか、最初地域の方でアウトドア等の関係の仕事をしている方が、「これ自分たちに任せてくれや、企画から最後まで面倒見てやるよ」というようなことも申し出られたそうですが、公民館長さんが「もうそれでは意味がない」と、「みんなで力を合わせてやるのが面白いんやぞ」ということを言われて、本当にさっき言った素人の方も参加してやられたと。

これは、先ほども言いましたけど、実は郡上市が令和3年度から取り組んでいるコミュニティ・スクールの制度が非常にこれうまく機能し、地域とともにある学校づくりというふうに進んでいった。それが、逆に子どもたちの豊かな成長を支えることにもなっているというようなモデルになるんじゃないかなと私は考えています。

今回のデイキャンプ、議員も言われましたけど、成功、その要因の一つとしては学校運営委員会のメンバーとして自治会の代表者や公民館関係者あるいはそのほかのいろんな方々、地域と学校をつなぐ役割を果たしてくださったということにあると思います。御存じのように、このコミュニティ・スクールの前は学校評議委員会というのが各学校にございまして、これはどちらかという校長の学校経営に助言をするとか意見を言うとかそういうようなことが主であったわけですが、今回の場合はその人たちも自分たちが自ら参画をしていく面が強かったということでございますね。

この郡上市のコミュニティ・スクールの取組始まって2年となるんですが、途中コロナなんかもありましてなかなか苦しいときもございました。その中で、非常に白鳥小学校だけでなく、各学校や地域ごとで工夫を凝らした取組が始まっていると言えます。

今後、地域の実態に応じてその地域でできる特色ある活動が考えられていくといいんじゃないかなと思います。その中で、議員がおっしゃられるような幼児やシニアまで参加できる、例えば地域ぐるみで屋外体験とかそういうこともこの実現だって私は可能であるとは思っています。

ただ、あくまでも基本スタンスは教育委員会からこれをやりなさいというような押しつけではなく、やっぱり各コミュニティ・スクールの自主的な創意ある活動とかそういう自主的な活動の創造、

これが一番大事ではないかと思っています。

教育委員会としまして、今回の白鳥小学校のような取組も市内の各学校あるいはコミスクに紹介しながら、ほかの地域の優れた取組も情報共有してお互いの参考にしていけるといいなというふうにして考えております。

今年の秋には、白鳥の大中小学校で市教委が指定しました研究推進校ということ、これはコミュニティ・スクールの研究をしているんですが、そういうところの講評会も予定されているので、そういうところでもいろんな実践例が交流されると余計いいかなと思っています。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) 正直私らの頃はといいますか、昔の話になりますが、外で炊飯しているやるといのは当たり前と言いますか、慣れたものでした。でも、やはり今の子たちというか、保護者の方たちを含めてなかなかそういうことが大変な行事だなと思って見える方が多いようなんですけども、毎年子どもたちは育っていきますから同じようなことをやっていけば、何が必要で今度はこういういい案があるのかな、企画がまた発展していくんじゃないかなと思っています。

何とかして毎年毎年の、例えば白鳥の場合だったら公民館の行事として催していきたいなと考えております。私が言うのもおかしいですけども、いけたらいいなと考えております。どうか、そのときはよろしく願いいたします。

では、3番目といいますか、大項目の2番目なんですけども、川遊びの勧め。えらそうに、あれです、勧めなどと言うといかにも教えのような感じなんですけども。

白鳥の場合、あとはどうだか分かりませんが、二十何年前に小学生だったと思いますけども、何件かの水難事故が続きまして川遊びが禁止になったと記憶しております。それからずっと川での遊びがなくなって、プールがそれぞれにできたということでプールを活用してきたんですけども、近年になってやはりコロナの影響もありましてプールでの遊びというのが、プールの水が高温になるという事情もあったと思うんですけども、なかなかプールで遊ぶ子どもたちが減ってしまった。

親御さんも、あんまり暑いもんだから家におってお利口しとってくれよってことになっているのかもしれないけども、川へ行って遊ぶ姿が非常に見られなくなったということなんですけども。

実は、私は会社が川のほとりにありまして、毎年川を見ながら仕事の休み見ているんですけども、小さなお子さんを連れた家族ですとか母親ですとかが時折遊びに来ます。しかし、そこへ友釣りのお客さんが訪れますといそいそと逃げてどっかへ行ってしまふようなそんな状態にして、残念だなあなんて思っております。

実は、去年の夏休みだったと思います。夏休みの初日にそこへ中学生が5人ほど遊びにまいりました。その中学生たちが、コケですよ、石原ですから非常に歩きにくい。しかも安定しない。そこへ5人の子どもたち、中学校1年生だと言っていましたけども、来て水で遊びたいと。暑いからということで来たんでしょうけども、歩けないんです。

その丸い石の間を、普通だったらたつたかたつたかと飛び越えて走っていくぐらいに移動できるんですけども、ほとんど四つんばいでした。四つんばいで自分たちの目標とする地点まで行ってやっと水に入るんですけど、水の中はつるつるです。コケが生えて滑って転んでぎゃあぎゃあと言って、男のくせにと思って聞いていたんですけど、ほんとにやかましい話でした。

その子どもたちが、実は夏休み1週間ほど天気よかったですけど、その後雨が降って川水量が増えてもう来なくなったんですけども、その1週間の間に目を見張るほどの成長をしてくれました。成長って当たり前だろうって言いたくなるんですけども、その四つんばいでしか歩けなかった中学生の1年生の子どもたちが日を追って、3日か4日した後に見ましたら、もう喜び勇んで走り回っているって言いますか、その石の上を駆けて歩いていまして。

もっと驚いたのは、泳いだことがないと思うんですけど、川の流れに逆らっているような泳ぎをしながら、もしくは高いところをわざわざ探してそこから飛び込むという遊びをしていました。

そこで、つくづく子どもというのは、私の自分自身が感じたところによりますと、子どもというのは危険なほど楽しめます。危険なところ、親が見たら危険だなと思うところは子どもにとってはすばらしいこれは楽園といえますか、こんな楽しいところはないぞという思いじゃないかなと。私はそうでした。

私は、やっぱり小さい頃川へ行って、流れが強いところは怖いと思っていましたけど、順番に順番に、本当に3日4日すればもう慣れてしまいます。足元が悪いとか流れが強いとか滑るとか、そんなことは忘れてひたすら魚を追い回す毎日だったのを思います。

危険というのは保護者や周りの方々が思っただけで、実は子どもたちにとってはほとんどもない楽しい世界なんじゃないかなと。やればやるほど新しい世界が広がっていくといえますか、成長の題材がそこに幾らでも転がっている。

しかも、その体全体、五感を使って体感して、次の段階へ段階へ自分の意思で進んでいける場所。要は、人から指示されるんじゃなくて自分で選んで、「僕は今度は次へこんな危ないこと、危険なことに挑戦してやろう」というふうに変化していく場ではないかと思うんです。

そこで、せつかくの長良川すばらしい川です。これを目の前にしておいて、子どもたちが行きそびれてしまって成長を、はっきりは言えませんが、せつかくの場を失ってしまう、機会を失ってしまうんじゃないかな。それはちょっと寂しいなということで、失礼ですけど、市長に一言。もっと子どもたちにその可能性の場を広げるような工夫をしてもらえないかというふうに思うんで

すけども、いかがなものでしょうか。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、蓑島議員がおっしゃるように、この郡上市の長良川をはじめ、幾つかの川は地域の宝であり、全く身近にある川というものに郡上市で生まれ育った子どもたちが全く触れたこともないというような形で成長していってしまうということはやはり惜しいことではないかというふうに私も思っております。

先ほど、ちょっと白鳥町の過去において水難事故があったようなことを契機としてという話がございますが、私も実際に見たことはないんですが、人に聞いた話の中では、「郡上市内の学校の中にも、「よい子は川で遊ばない」というポスターが貼ってあった時代があるんですよ」というような話を聞いたことがあります。これは、事実かどうか分かりませんが。

いずれにしろ、危険な目に遭わせないということと、それからだんだんプールができてそれを活用するようになったという中で自然と子どもたちは川から遠ざかっていったということではないかというふうに思います。

しかし、例えば八幡の吉田川の飛び込みというのはずっと、これはそのいろいろ盛んなときもあればそうでないときもあったかもしれませんが、ずっと続いておまして、やはり一定の訓練を受け、あるいは段階を踏み、あるいは大人の人たちの目、見守りの目というようなものもある中でやはり続けられていて、吉田川の川ガキということで、これは全国的にも非常に珍しいことだということで、私も前、山口県から来て「飛び込みをやっている場所はどこですか」と、「三角岩というのはどれですか」と聞かれたことがございましたけど、そんなようなことでやはりこれは貴重なことだというふうに思います。

おっしゃるように、ぜひ体験はさせたいんですが、また一方危険、この危険も一つの子どもたちにとっては魅力であるかもしれませんが、万一命を失うようなことがあったり、あるいは大きなけがをすればかそういうようなことがあってはならないと。これは、やはり防がなければいけないということだろうと思います。

今日、学校においても川の学習あるいは一定の川に触れることというようなことはやっておりますし、また社会教育の活動の中でも川遊びというのを企画して、大人の人がしっかり万全の注意を払いながらそういう経験をさせているというお話も聞いております。

子どもといっても、非常に年齢層の低いところから高いところまでありますし、川といっても、例えば長良川の本線で非常に縁もあり、流れも早いところ等々もありますし、またそこへ流れ込む支流の中には比較的安全なところもあるかもしれない。

あるいは、また同じ本線であれ、支線であれ、川の中には様々な危険な場所があります。農業用水の取水口であつたりして吸い込まれるようなところもあるかもしれませんし、ちょっと見では分

からない水流のあるところもありますし、またいろんな意味で構造的にけがをしやすいところがあったりとかそういうこともあると。

あるいは、また川はそのときの川の状態が水が高いのか低いのかといったようなこと、あるいは雨が降ってきそうだというようなときとか、中州に取り残されるなんてこともよくありますけども、そういう様々なことを考えて、そしてその危険、特に致命的になるような事故を防ぐという手立てを講じながらやっぱり子どもたちには経験をさせてやりたいということだと思います。

また、最終的にはやはり学校や一定の、全て何もかも面倒を見ろというのはなかなか難しいと思います。やっぱり基本的には先ほどお話がありましたデイキャンプなんかもそうですが、保護者や地域の方々がそういう経験をさせてやるための工夫、努力というものが需要ではないかというふうに思います。

市といたしましても、ぜひそういう活動ができればというふうに思っています。市のほうでは、毎年水の時期になりますと、水上安全それから環境安全を確保するための協議会などというのも警察や漁協や様々な関係者とともに作っておりまして、そうしたところからも、またもちろん鮎釣りにおける安全も大切ですが、そうした子どもたちが安全に川に触れる、体験できるというようなことのためにいろんな情報を提供したりいたしておりますので、ぜひそうしたみんなが協力をしながらそういう体験がしてやればというふうに思っております。

ぜひ、身近なところに天下に誇る川があるわけですから、それに触れたことがあると。あるいは、だんだん子どもたちも、先ほどおっしゃったように、7日間において驚くような熟達をするわけですから、そういう直接の経験に触れるということから子どもたちはどこが危険だとか、こうしたら安全に川を歩ける、渡れる、泳げるというようなことも習得していくと思いますので、そんな経験を持った野性味のある子どもにぜひ育てるように、みんなで協力していければというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) 川においては、本当に何をほかないですが、安全管理というのが非常に大きな問題です。でも、その安全管理よりも増して子どもたちの成長というのはこれはもう捨てられないというところがあります。

差し当たっていろいろと考えましたところ、例えば小さい子どもが水で遊ぶ場合はやっぱりライフジャケット、保護者の同伴はもちろんなんですけども、安全ということに関してはこれ以上ないぐらいの安全管理をして、その上で遊んでもらって、順番に安全に対する心構えですとか、例えば昔でしたら上級生の女の子が下級生の面倒を見るとかというのは当たり前でした。

だから、監視員はいたんですけども、本当に歩くのがやっとなおじいちゃんおばあちゃんみたい

な人が監視員をやっている、そんな中でも私らの頃はほとんど溺れて亡くなったなんていう話は全く聞きませんでした。

ということは、その危険というものを小さな子どもたちから、もうある程度小学校上級生、中学生までが段階を追って体験しながら克服して進んで成長してきたという段階があると、構築されてきたという歴史があるわけですから、もう子どもらのその状態、これから大切な本当に少子高齢化で1人、2人の子どもでもすごく大切ながら、大切だからこそたくましくしっかりと育てていきたいという思いの中で。

実は、漁業組合のほうにもせんだって打診しました。そしたら、「いや、鮎かけよりも子どものほうが大事だぞ」という返事を頂きました。非常に心強い話で、漁業組合としても、「子どもたちが育っていかんだら、川を守っていく漁業組合員がいなくなるよ」というような話もしていましたし、できたら地域全域を巻き込んで子どもたちを川で遊ばせられるような環境を作っていければと考えておりますので、どうかひとつ、これからもお願いがあるとするれば、看板ですとかライフジャケットとか救命用具ですとか、もしかしたらお願いすることもあるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

これで、私の質問は終わります。

○議長（田代はつ江） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時19分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝